

国保連合会 ガイドブック

Tottori National
Health Insurance
Organization
Guidebook

令和7年度
2025

大山が
孫とかけっこ
応援す



フレイルも
楽しさ分かり
Vサイン



ひとつでも
野菜いっぱい
つくりおき



早起きて
今日も元気に
散歩する

あいさつ

鳥取県国民健康保険団体連合会では、国民健康保険や後期高齢者医療等の診療報酬明細書の審査支払事務のほか、保険者事務の共同処理事業や保険者の保健事業を実施しており、関連して医療費の適正化の推進や住民への広報なども行っています。

国民健康保険法等の一部改正により、国保連合会の役割として、健康寿命延伸に向けた生活習慣病等をはじめとする各種疾病の予防等の保健事業を重点的に進めていくため、KDBシステム等を活用したデータ分析、保健事業の評価などの取組を推進することとされました。

本会では医療・健診・介護などのビッグデータを活用した「健康・医療データ分析センター」を令和2年度より設置し、データ分析機能の強化を図るとともに、がん対策やフレイル対策など保険者の保健事業に資するデータ分析や評価を行い、科学的根拠に基づいた保健事業を更に推進していくこととしています。

また、データ分析結果のデジタル化への取組として、分析によって得た手法及び蓄積したエビデンスを「見える化」し、保険者及び被保険者に広く知っていただき健康づくりの機運を高めるため、アプリ「とっとり健康プラス」を開発し、保険者の皆様、住民の皆様にご利用いただいております。

他方で、審査業務の一層の充実、高度化に向けた取組として、国保中央会と支払基金、全国の国保連合会と連携しながら、審査結果の不合理な差異の解消、整合的かつ効率的なシステムの開発を進めています。

また、各国保保険者が個別に実施していたレセプト二次点検や資格確認を、本会が集約し共同実施することで、効果的な点検や事務の平準化を実現するとともに、医療費適正化を推進しております。

今後、より一層、国保・後期・介護の3保険者の共同体として、その責務を十分に認識し、保険者・被保険者のニーズに添った良質なサービスの提供や透明で健全な事業運営を鋭意行ってまいります。引き続き、皆様方の更なるご支援と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 伊木 隆司（米子市長）



目次

I	鳥取県国民健康保険団体連合会の概要	1
	1. 国民健康保険制度について	1
	2. 鳥取県国民健康保険団体連合会について	1
II	令和7年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業計画 ...	4
	1. 基本方針	4
	2. 事業運営の重点項目	4
III	主な事業内容	7
	1. 診療報酬等の審査支払事業等について	7
	(1) 診療報酬等審査支払事業	7
	(2) 保険者事務共同処理事業	10
	(3) その他の受託業務等	13
	2. 介護及び障害者総合支援事業について	16
	(1) 介護保険事業	16
	(2) 障害者総合支援事業	18
	3. 特定健康診査・特定保健指導等事業について	19
	(1) 特定健康診査・特定保健指導等事業	19
	(2) みなし健診受診の取組	21
	4. 保健事業について	22
	(1) 保健事業	22
	(2) データの利活用による健康づくりの取組	24
	(3) 在宅等保健師の会「梨花の会」の取組	27
	(4) 国保診療施設等への支援事業	28
	5. 広報事業等の取組について	29
	(1) 広報事業	29
	(2) その他の取組	30
	6. 保険者協議会に関する事業について	31
IV	資料編	32
	1. 令和7年度予算	32

I

鳥取県国民健康保険団体連合会の概要

1. 国民健康保険制度について

国民健康保険（以下「国保」という。）は、病気やケガをした場合に保険給付を行う社会保険制度です。国民健康保険法第5条において、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする」こととされ、職場の健康保険や共済組合、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除き、全ての人が国保に加入することとなり、我が国の「国民皆保険制度」の中核として地域住民の医療確保や健康増進に貢献しています。

また、市町村及び国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が保険者として、保険給付をはじめ被保険者の健康増進のための保健事業、これらの財源に充てるための保険料（税）の徴収などを行っています。

なお平成30年度から、国保の財政運営については都道府県が主体となり、国保財政を安定的に、事業を効率よく運営しています。

2. 鳥取県国民健康保険団体連合会について

(1) 設立及び性格

鳥取県国民健康保険団体連合会は、昭和16年11月に鳥取県国民健康保険組合連合会として発足し、国民健康保険法（以下「国保法」という。）の改正により昭和23年7月に鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と改称し、現在に至っています。

また、国保法、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）などにに基づき、会員である保険者が共同して、診療報酬等の審査・支払、保険者事務の共同処理等、その目的を達成する必要な事業を行い、社会保障及び地域保健の向上に寄与するために設立された団体であり、その性格は、公法人です。

(2) 名称及び所在地

鳥取県国民健康保険団体連合会

鳥取県鳥取市立川町6丁目176（鳥取県東部庁舎5階）



(3) 運営組織

○総会

総会は、国保連合会の最高意思決定機関であり、会員全員で構成されており、通常総会と臨時総会があります。通常総会は、毎年概ね2月及び7月に理事会の議決により招集され、臨時総会は、必要に応じ理事会の議決により招集されます。事業計画、予算・決算、規約改正等の審議を行います。

○理事会

理事会は、執行機関として理事12名で構成され、必要に応じて理事長が招集します。総会の招集、総会に提出する議案及び規則の制定改廃等、国保連合会の運営の具体的な方策について審議を行います。

○監事会

監事会は、決算状況、財産の管理等について監査を行います。

組織図



(4) 役員

役員は、会員である保険者を代表する者の中から選任します。

役員名簿

(令和7年7月1日現在、敬称略)

役名	公職名	氏名
理事長	米子市長	伊木隆司
副理事長	三朝町長	松浦弘幸
//	若桜町長	上川元張
常務理事	学識経験者	盛田聖一
理事	鳥取市長	深澤義彦
//	倉吉市長	広田一恭
//	境港市長	伊達憲太郎
//	江府町長	白石祐治
//	日南町長	中村英明
//	鳥取県医師国民健康保険組合理事長	清水正人
//	鳥取県福祉保健部長	中西真治
//	鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局長	山本伸一
監事	岩美町長	長戸清
//	北栄町長	手嶋俊樹
//	日野町長	谷田淳一
//	学識経験者（公認会計士）	入江道憲

(5) 会員

国民健康保険事業を行う区市町村及び鳥取県医師国保組合並びに鳥取県後期高齢者医療広域連合をもって国保連合会の会員とし、その代表は、保険者の長です。

会員数（令和7年4月1日現在）

区分	県・市町村	国保組合	後期高齢者医療広域連合	合計
会員数	20	1	1	22

※会員名簿は、以下のとおり

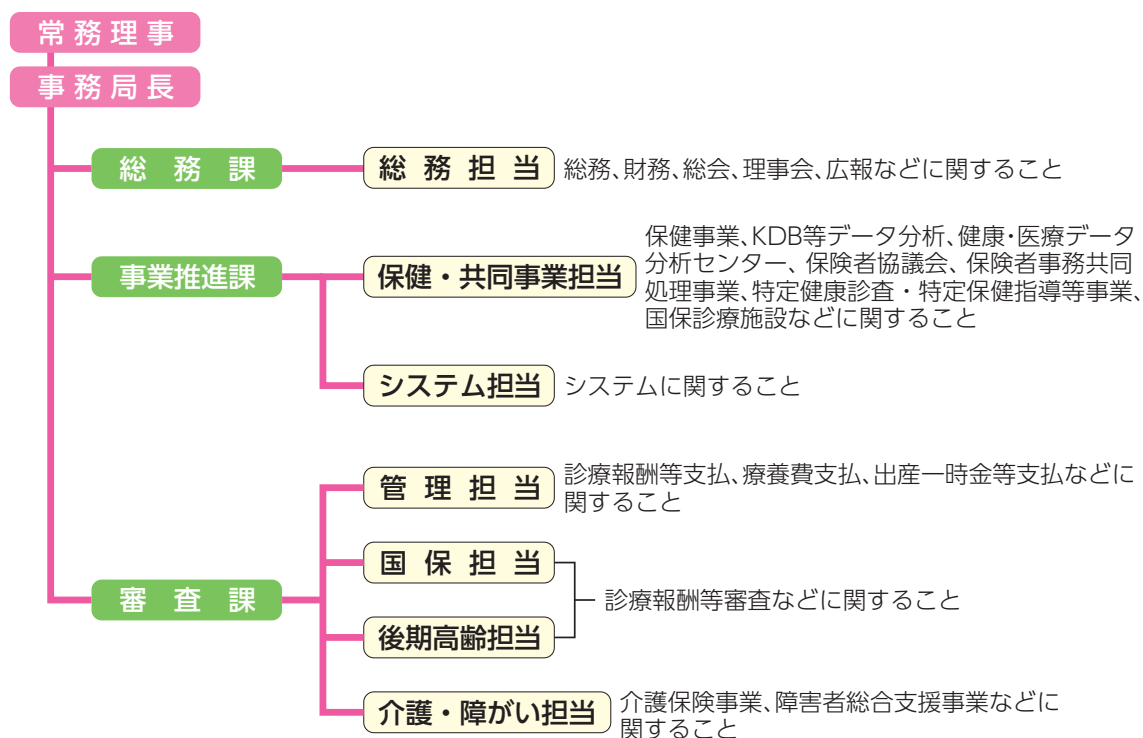
(6) 会員名簿

(令和7年4月1日未現在、敬称略)

保険者名	会員	
	役職名	氏名
鳥取市	市長	深澤義彦
米子市	市長	伊木隆司
倉吉市	市長	広田一恭
境港市	市長	伊達憲太郎

保 険 者 名	会 員	
	役職名	氏 名
岩 美 町	町 長	長 戸 清
若 桜 町	町 長	上 川 元 張
智 頭 町	町 長	金 兒 英 夫
八 頭 町	町 長	吉 田 英 人
三 朝 町	町 長	松 浦 弘 幸
湯 梨 浜 町	町 長	宮 脇 正 道
琴 浦 町	町 長	福 本 まり子
北 栄 町	町 長	手 嶋 俊 樹
日 吉 津 村	村 長	中 田 達 彦
大 山 町	町 長	竹 口 大 紀
南 部 町	町 長	陶 山 清 孝
伯 耆 町	町 長	小 澤 敦 彦
日 南 町	町 長	中 村 英 明
日 野 町	町 長	埴 田 淳 一
江 府 町	町 長	白 石 祐 治
鳥取県医師国民健康保険組合	理事長	清 水 正 人
鳥 取 県	知 事	平 井 伸 治
鳥取県後期高齢者医療広域連合	広域連合長	深 澤 義 彦

(7) 事務局組織及び事務分掌



※各担当への問合せについては34ページ(国保連合会問合せ窓口参照)

1. 基本方針

我が国が、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えている中で、全世代で支え合い、課題を克服する「全世代型社会保障」の構築に向け、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(骨太の方針)に、審査支払機関による医療費適正化の取組強化、都道府県内の保険料水準の統一の徹底、保険者機能の強化などが掲げられた。

また、近年の市町村国保の被保険者数の減少が進んでいくことに加え、被用者保険の適用範囲の拡大による更なる被保険者の減少が懸念され、本会の今後の事業展開にも大きな影響を受けることになる。

このように本会を取り巻く環境の大きな変化に対応していくため、令和5年度に策定した「鳥取県国民健康保険団体連合会総合戦略ビジョン」に基づき、医療費適正化に向けた取組、地域・職域を連携した取組、介護予防に向けた取組など直面する困難な課題や保険者等のニーズに迅速・的確に対応していく。

さらに、医療・保健・介護・福祉分野の総合的・専門的機関として、これまでの審査支払業務を通じて培ってきた知見やデータ分析を行ってきた専門性を活かし、地方自治体や医療・介護関係機関を支援し、県民の健康寿命の延伸に取り組む。

加えて、保健事業の効果検証・評価に係る分析、社会情勢の変化や制度改正等に基づく影響分析にも調査・分析の範囲を広げるとともに、要介護認定業務など新たな業務にも挑戦していく。

2. 事業運営の重点項目

I 総合戦略ビジョン（4つの柱）に基づく施策展開

(1) 医療を支える専門的・総合的役割の推進

- ① 保険者ニーズに沿った審査支払業務の充実・高度化の推進及び更なる深化、審査水準の向上
 - ・国保総合システムの最適化、審査・支払領域の共同開発・共同利用に向け、厚労省、国保中央会等と連携し、本県の実情に合った高効率で低コストとなるシステム構築に取り組む。
 - ・国のクラウド・バイ・デフォルトの方針に基づき、後期高齢者医療請求支払システムの更改などを計画的に高度化・効率化を推進していく。
 - ・コンピュータチェックの可視化レポートの機能の拡充と併せ、支払基金と連携し、審査結果の差異解消を図る。
 - ・レセプト二次点検について、医療DXの構築と合わせ、各種情報と医療データ突合などにより、保険者事務の軽減等を実現するなど点検効果の最大化に取り組む。
- ② 医療費適正化に向けた取組の推進
 - ・KDBシステムに加え、NDBオープンデータ等も活用しながら県全体の医療特性の把握や、個別データの抽出・集計・分析を積み重ね、医療行為や薬剤処方の問題抽出や改善策にアプローチしていく。さらに、患者の受診行動等について実態を把握し、「かしこい医療のかかり方」の普及など医療資源の効果的・効率的な利用に繋げる。
 - ・県医療費適正化計画に基づき鳥取県の現状や課題を把握するため、医療資源の適正利用や受診行動改善などによる医療費適正化につながる調査・分析を行う。
 - ・保険者のニーズに対応し、あはき療養費申請書情報のデータ化を行う。さらに、医療レセプトとあはき療養費の突合点検を行い、医科治療中の病名と同一病名で医療・療養費と併給等を行っていないか等の単月での横覧点検を行う。
- ③ 地方自治体の事務標準化に伴う業務支援の推進
 - ・全市町村で取り組まれているガバメントクラウド（事務処理の標準化：基幹系20業務システム）への対応と合わせて、健康管理などの市町村業務への新たな支援の必要性の検討や具体的環境づくりを進めていく。

(2) 被保険者の予防・健康づくりの進化

- ① データヘルス改革の推進及びKDBを活用した保健事業等の更なる強化
 - ・本会の強みであるKDBシステムとこれまでの分析ノウハウを活用し、データヘルス計画、医療費適正化計画等でのPDCAを回すため、各種計画に盛り込まれた保健事業をワンストップで総合的に支援し、保険者の個別の健康課題解消に取り組んでいく。
 - ・疾病詳細分析の取組として、基礎分析から見える各保険者や地域の課題を詳細分析し、事業提案、対象

者リスト等作成を実施し、予防・健康づくりに向けた保健事業を展開する。

- ・在宅等保健師の会「梨花の会」と連携し、専門職の知見・スキル等を最大限活かした保険者支援を実施する。
- ・地域の保健師の人材不足に対応するため、本会保健師や在宅等保健師の会、市町村保健師協議会等と連携し、人材育成や市町村保健師活動への人的支援等を推進する。
- ・自治体検診のデジタル化の動向も踏まえながら、市町村が実施している「がん検診等」（人間ドック含む）に係る請求支払、県への検診実施報告業務等により、検診データの蓄積・分析を積み重ね、更なるがん予防対策を図る。
- ・保険者や医療機関等と連携した糖尿病重症化予防対策を展開する。
- ・かかりつけ医や保険者等と協働して、特定健診受診率向上の取組（みなし健診含む）を促進し、生活習慣病重症化予防への取組を強化する。
- ・「とっとり健康+プラス」の利用促進に向けた取組をより一層広範囲に展開し、住民の健康づくりにつなげる。

② 地域住民全体を巻き込んだ健康づくりの展開

- ・保険者協議会等と連携した健康寿命延伸、特定健診・がん検診の受診促進に係る取組を推進する。
- ・地域と職域が連携し保健事業を協働実施するとともに、社会資源を相互に活用することで誰一人取り残さない地域の体制を構築する。
- ・被用者保険と連携した保険者の枠を越えた幅広い世代への予防・健康づくりのアプローチにより健康意識醸成と地域・職域が連携した県全体の健康経営に取組む。

(3) 介護予防の高度化・効率化の実現

① 介護予防と保健事業の一体実施及び重度化予防の推進

- ・主治医意見書（介護原因疾患等）の入力、集計、分析を行うなど、介護原因疾患データ等を活用することにより、新規介護認定者数の減少や平均自立期間（健康寿命）の延伸などの介護予防事業及び介護給付費の抑制に繋げる。
- ・高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施に係る市町村支援として、後期高齢者医療広域連合及び市町村と連携し、専門的知見を取り入れたデータ分析に基づいた効果的な保健事業、介護予防・重度化予防事業を市町村と一体となって実施する。
- ・KDBシステム等を活用し、介護予防の効果的な事業実施のための対象者リスト（健康状態不明者リスト、65歳以上フレイル対象者リスト等）を作成し、ポピュレーションアプローチやハイリスクアプローチにつなげていく。

② 介護給付適正化の推進

- ・ケアプランデータ連携システムの導入促進について、未導入事業所が多い地域をターゲットに、各市町村の地域包括支援センターとともにその地域に所在する事業所に集中的なアプローチを行うことで導入率向上を推進する。
- ・令和8年度稼働予定の介護情報基盤に集約されるLIFE関係データ、ケアプランデータ等を活用した事業展開について、システム構築に向けたアプローチを行う。

(4) 住民のQOL向上を目指した施策の拡大

① 連合会のノウハウ等を活用した住民負担の軽減への貢献

- ・令和8年度に予定されている予防接種事務全体のデジタル化等に向けて、予防接種記録・予診情報管理や接種費用の請求支払業務など市町村と連携しながら効率的なシステム構築等の環境整備を行う。
- ・令和8年度に予定されている妊婦健診や乳幼児健診事務のデジタル化等に向けて、市町村と連携しながら情報収集、整理を行い、効率的な事業実施の準備等を行う。
- ・乳幼児健康診査費支払業務について、「3～4か月及び9～10か月健診」に加え、「1か月児健診」の支払業務も実施する。

② 地方自治体や医療・介護関係者との関係性、医療保険・介護保険等の知識、ICTスキル等を活用した地域づくりへの参画や地域共生社会の実現への貢献

- ・若者世代をターゲットにプレコンセプションケアを推進していく。若者世代に早くから妊娠・出産に関する正しい知識や自身の健康状態を知り、かつ、将来の健康管理に反映できるよう、切れ目のない情報提供・相談支援体制を構築し、自分に合ったライフプラン実現に向けて県と連携して取り組む。
- ・在住市町村の地域で活動をする「リンクワーカー」を育成し、地域資源を活用した健康コミュニティの活性化により、孤立・孤独等の課題を持つ者への相談援助を行う。
- ・県内事業所等でストレスチェックを実施し、働き盛り世代のメンタルヘルス対策に取り組むきっかけづくりを展開する。

Ⅱ 効率的な事業運営と組織体制の整備

(1) 健全な運営の推進

- ・ 保険者の厳しい財政状況等を踏まえ、引き続き一層の経常経費等の節減など、効率的な業務運営に努める。また、必要な額の積立資産を保有するため、適宜、積立計画の見直しを行う。
- ・ 各種システム機器更改、診療報酬改定、中央会負担金など、今後の変動要因を反映し、将来を見据えた資産積立やその効果的・計画的な活用により健全な運営に努める。

(2) 組織体制の整備

- ・ 審査支払システムの高度化・効率化やレセプト件数の減少、保健事業や介護・福祉関連事業の拡充など将来の業務量を見据え、定年延長の影響も考慮しながら人員配置を柔軟に行うなど、今後の事業運営に対応する組織体制の整備を図る。

(3) 広報活動の拡充

- ・ 被保険者、保険者及び医療機関等の関係機関に対し、世代や保険者の壁を超えた健康寿命延伸に向けた健康づくり、特定健診受診率向上や審査支払業務の重要性など、本会の取組を多様な広報媒体や官民を問わない他団体との連携によって効果的、効率的に情報発信し、広報効果の最大化を実現する。
- ・ テレビ・ラジオ等のメディアを活用し、健康啓発に関する情報、保険者独自の取組等を鳥取県全域に向けて発信する。

(4) 研修の充実

- ・ 新たな課題や保険者のニーズに対応していくため、組織の力を最大限に発揮し、個々の職員の能力・意欲の向上を図る。

参 考

総合戦略ビジョンの概要

総合戦略ビジョンは、国保中央会・国保連合会を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後直面する多くの困難な課題に的確に取り組み、保険者等の期待に十分に答えていくため、令和5年3月策定の「国保連合会・国保中央会のめざす方向2023」を受け、鳥取県国保連合会として10年後の連合会のあるべき姿を見据えた5か年の計画として方向性を示すものです。

施策の柱として、次の4つの内容を推進していくこととしています。

被保険者の予防・健康づくりの進化 保健分野

- ① データヘルス改革の推進
- ② KDB を活用した保健事業等の更なる強化
- ③ 地域・職域と連携した地域住民全体を巻き込んだ健康づくりの展開

医療を支える専門的・総合的役割の推進 医療分野

- ① 保険者ニーズに沿った審査支払業務の充実・高度化の推進
- ② 審査支払業務の更なる深化、審査水準の向上
- ③ 医療費適正化に向けた取組の推進
- ④ 地方自治体の事務標準化に伴う業務支援の推進

事業戦略(4つの柱)

- ① 介護予防・重度化予防の推進
- ② 介護給付適正化の推進

介護分野

介護予防の高度化・効率化の実現

- ① 連合会のノウハウ等を活用した地域づくり等への幅広い貢献
- ② 地方自治体や医療・介護関係者との関係性、医療保険・介護保険等の知識、ICTスキル等を活用した地域づくりへの参画や地域共生社会の実現への貢献

福祉分野

住民のQOL向上を目指した施策の拡大

1. 診療報酬等の審査支払事業等について

(1) 診療報酬等審査支払事業

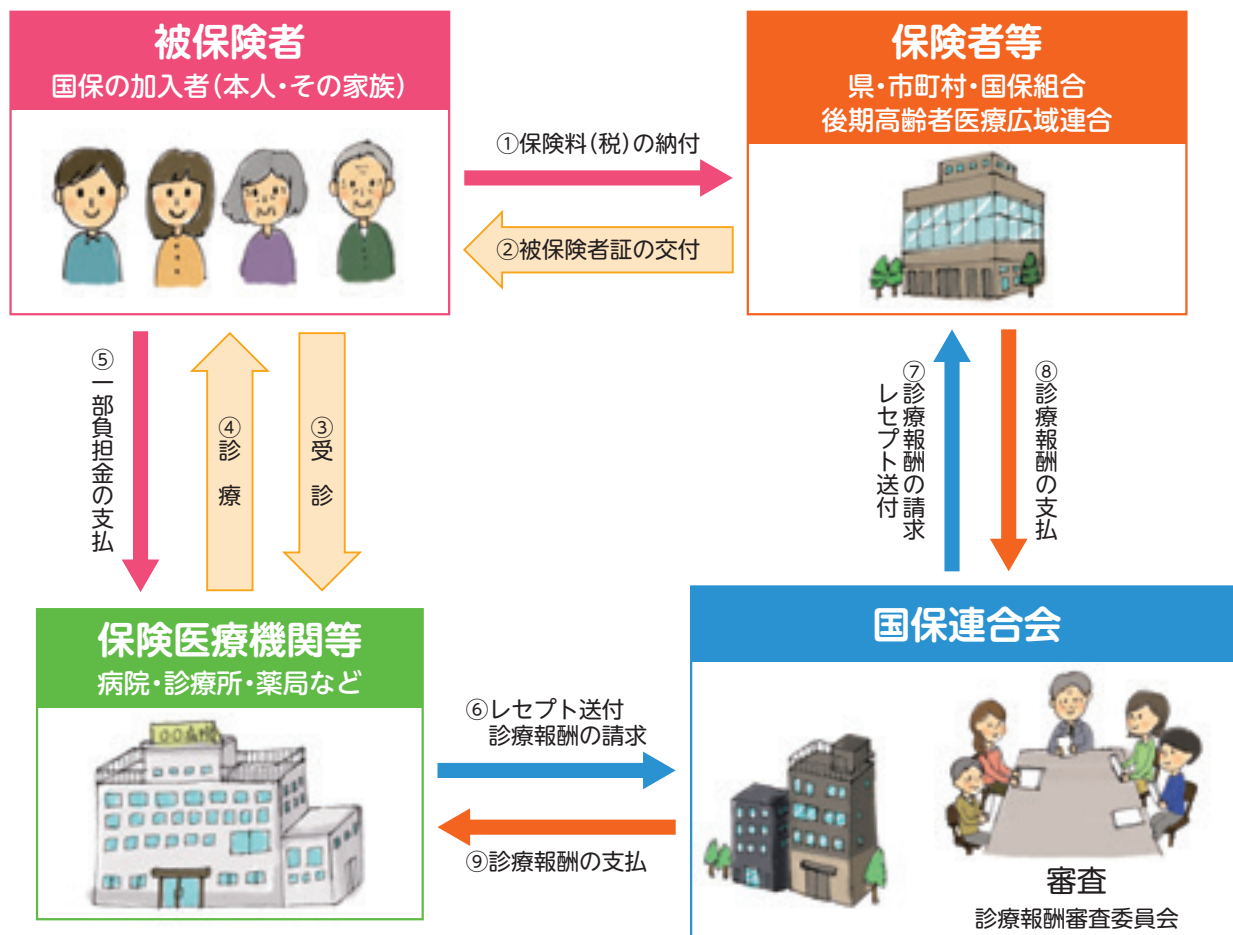
① 診療報酬等審査支払業務

診療報酬とは、保険医療機関等が被保険者に対して保険診療を行った際の対価として、保険医療機関等に支払われる報酬をいい、被保険者の支払う一部負担金を除き、保険者等が支払いを行います。

国保連合会は、保険者等からの委託を受け、保険医療機関等から請求される診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を迅速、適正かつ公平に審査し、保険者等への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

診療報酬等の審査
支払事業等について

診療報酬等審査支払業務の流れ

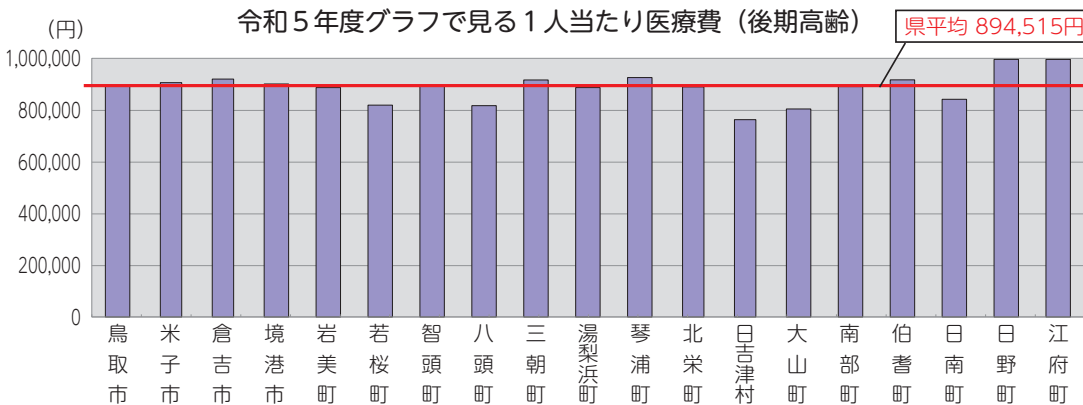
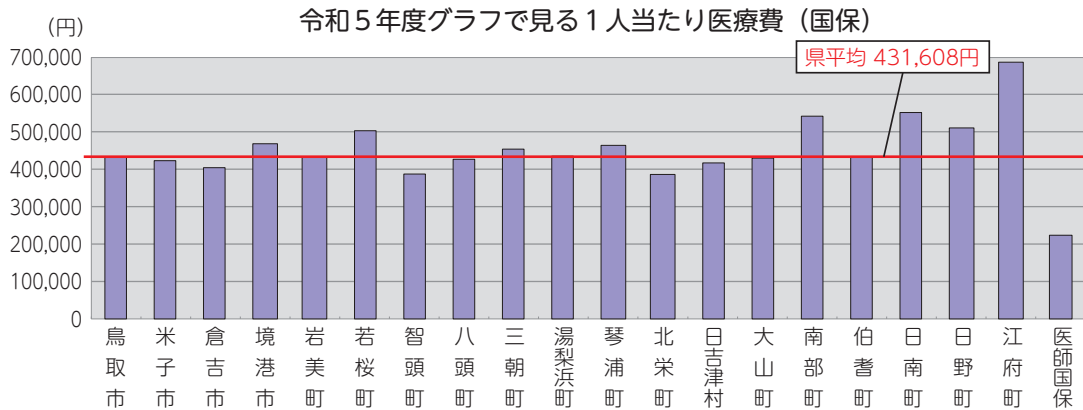


参 考

令和6年度 診療報酬等支払状況

件数 (件)	費用額 (千円)
5,002,139	137,133,042

令和5年度鳥取県1人当たり医療費



※国保は鳥取県市町村国保と鳥取県医師国保組合の合計。
 ※医科・歯科・調剤レセプトを集計。
 ※KDBシステム帳票No.4「市区町村別データ」より作成。

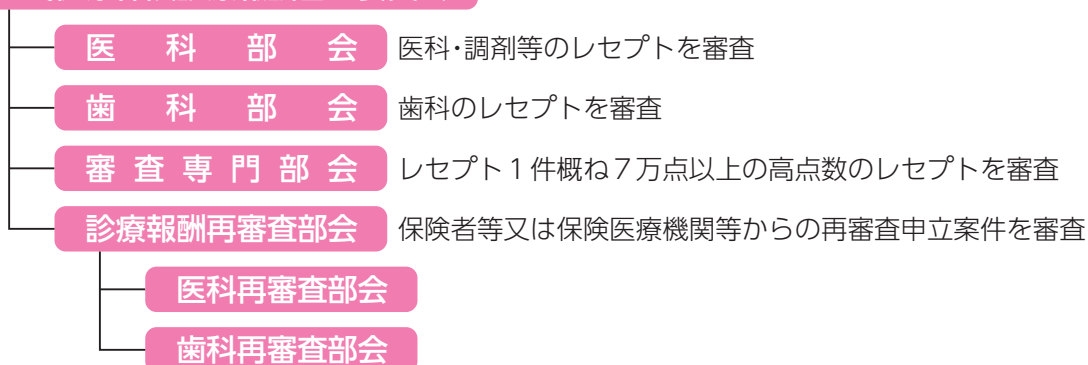
② 診療報酬審査委員会

国保法第87条に基づき、レセプトの審査を行うため、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しています。

審査委員会は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織しています。

委員の委嘱は、県知事が行い、任期は2年間です。

国民健康保険診療報酬審査委員会（委員：30名）

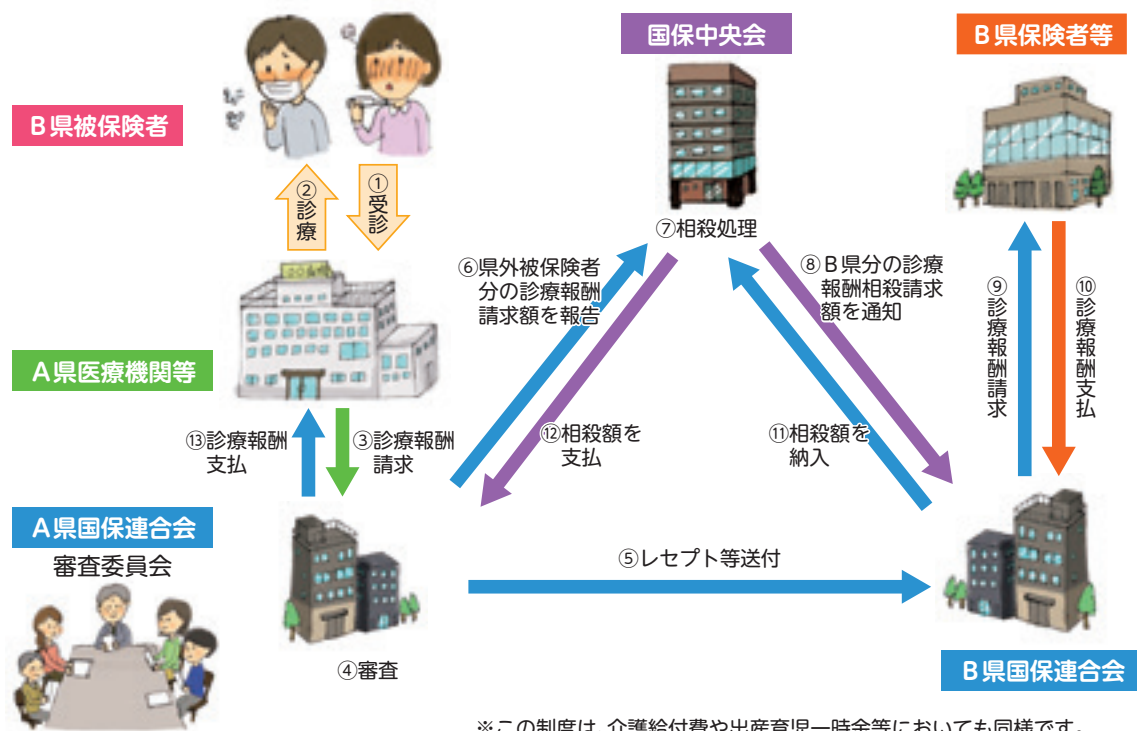


※高額（医科入院38万点以上（特定機能病院（臨床研究中核病院含）は35万点以上）、歯科20万点以上）なレセプトについては、国保中央会に置かれている特別審査委員会に審査を委託しています。

③全国決済制度

保険医療機関等は、県外の被保険者のレセプトであっても、保険医療機関等の所在する都道府県の国保連合会へ請求を行います。

請求を受けてレセプトの審査を行った後、国保中央会を通じて各国保連合会の費用との相殺を行い、保険医療機関等へ支払いを行います。

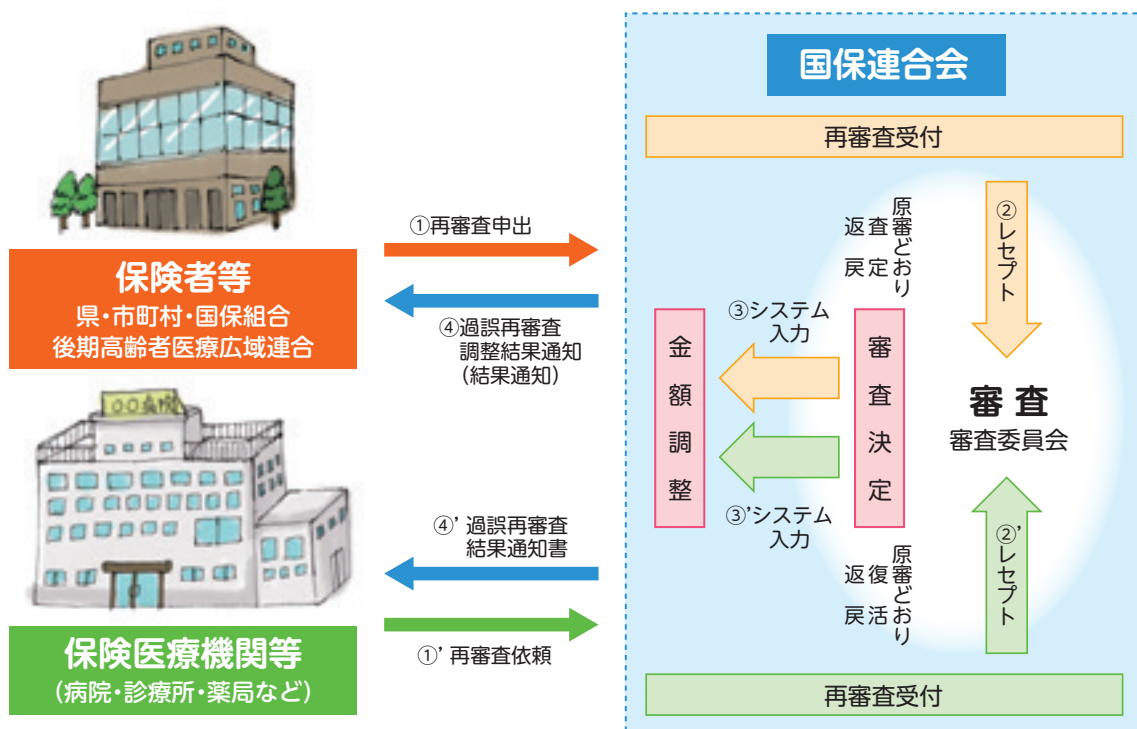


診療報酬等の審査
支払事業等について

④再審査業務

審査委員会における審査結果について疑義がある場合、保険者等又は保険医療機関等から、理由を付して再審査の申出が行われます。

この申出について、審査委員会において再審査を行い、申出が適正であると認められた場合には、査定又は復活等の処理を行います。



(2) 保険者事務共同処理事業

保険者に共通する事務を国保連合会で一元的に共同処理することにより、保険者事務の負担軽減や効率化を図るとともに、医療費の適正化、保健事業など、国民健康保険事業の円滑な推進を図っています。

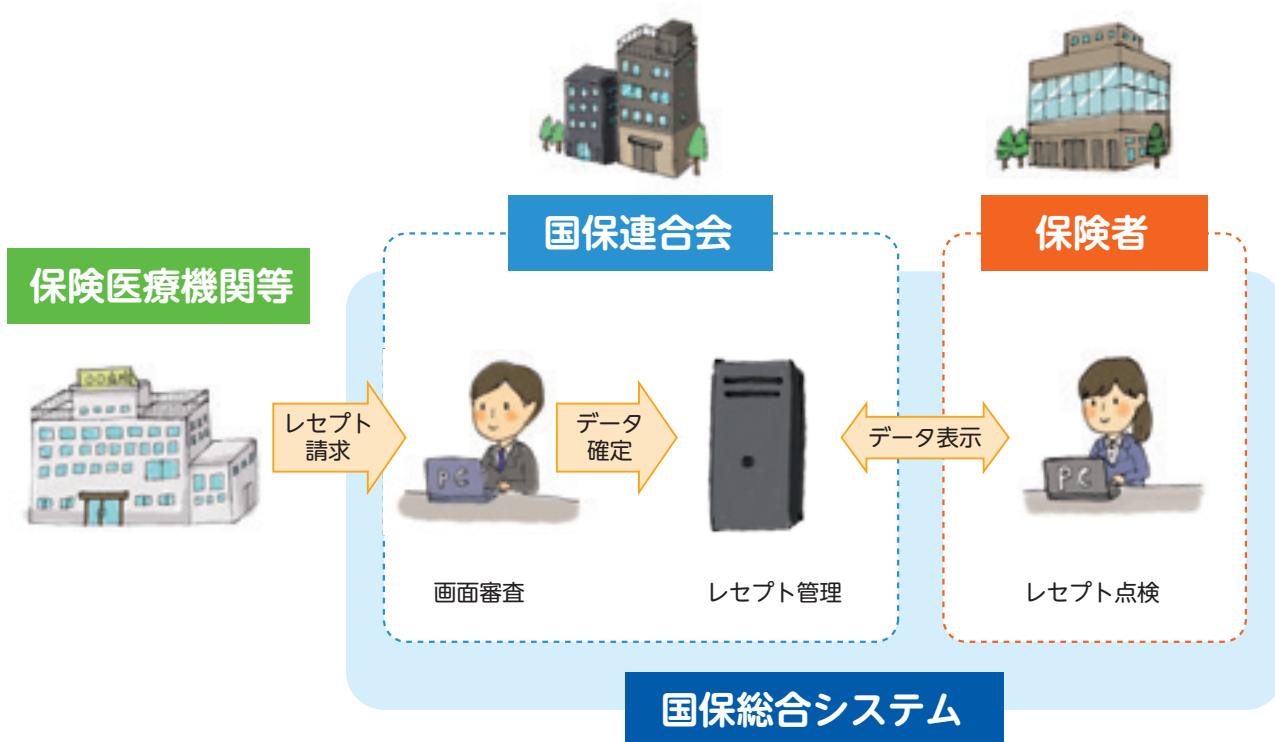
① 共同処理業務（一般委託事務）

全ての会員保険者から委託を受け、実施している共同処理事務です。

- ① 被保険者台帳作成及び資格異動の事務
- ② レセプトの資格、給付の確認事務
- ③ レセプトの保管・提供事務
- ④ 被保険者の給付記録事務
- ⑤ 高額療養費支給事務、高額医療・高額介護合算資料の作成事務
- ⑥ 各種統計資料の作成事務

共同処理業務（一般委託事務）の流れ

例) レセプトの保管・提供事務の場合



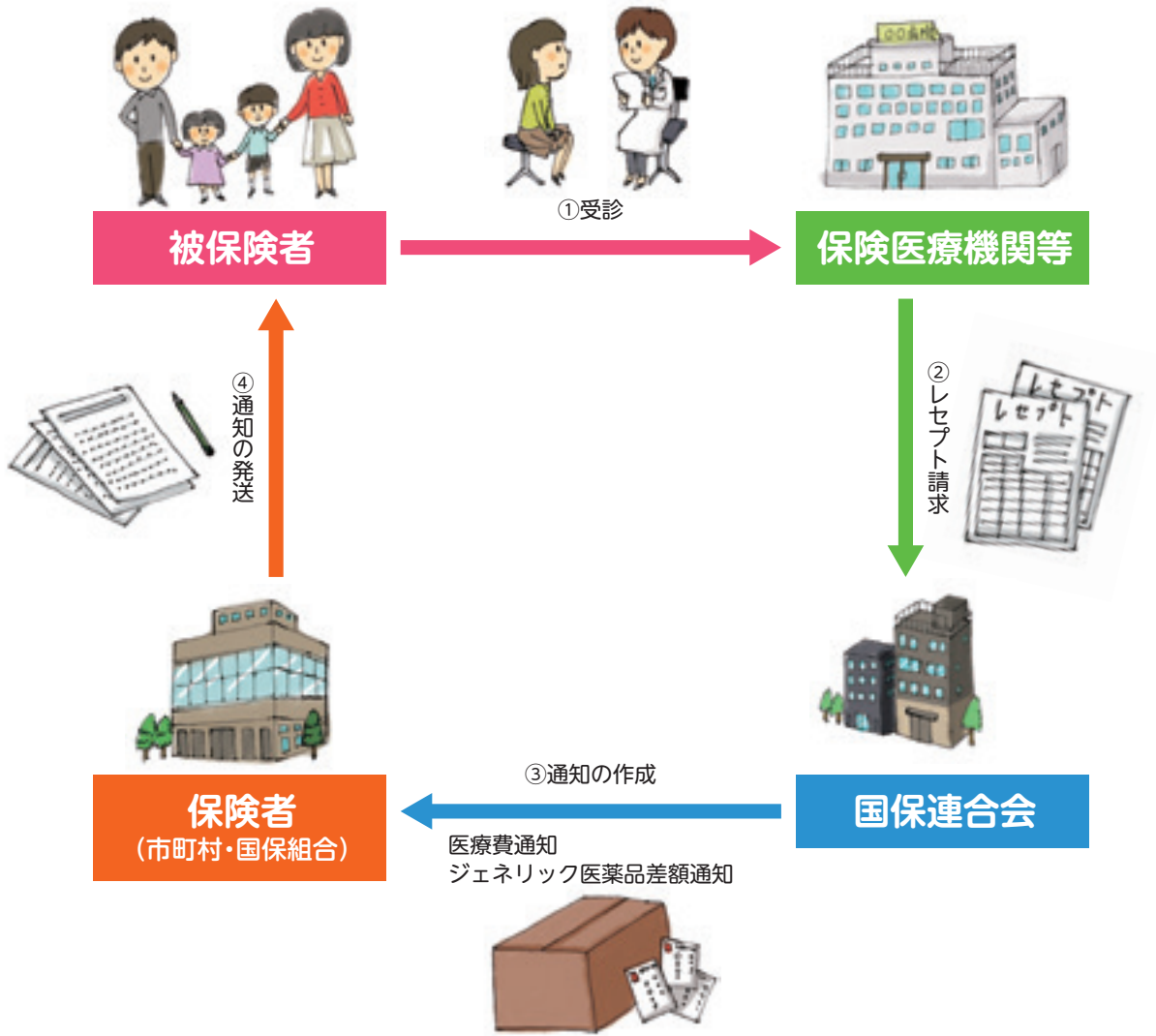
② 共同処理業務（特別委託事務）

希望する会員保険者から委託を受け、実施している共同処理事務です。

- ① 医療費通知の作成事務
- ② ジェネリック医薬品差額通知の作成事務

共同処理業務（特別委託事務）の流れ

例) 医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知の作成事務の場合



診療報酬等の審査
支払事業等について

参 考

令和6年度 受託状況

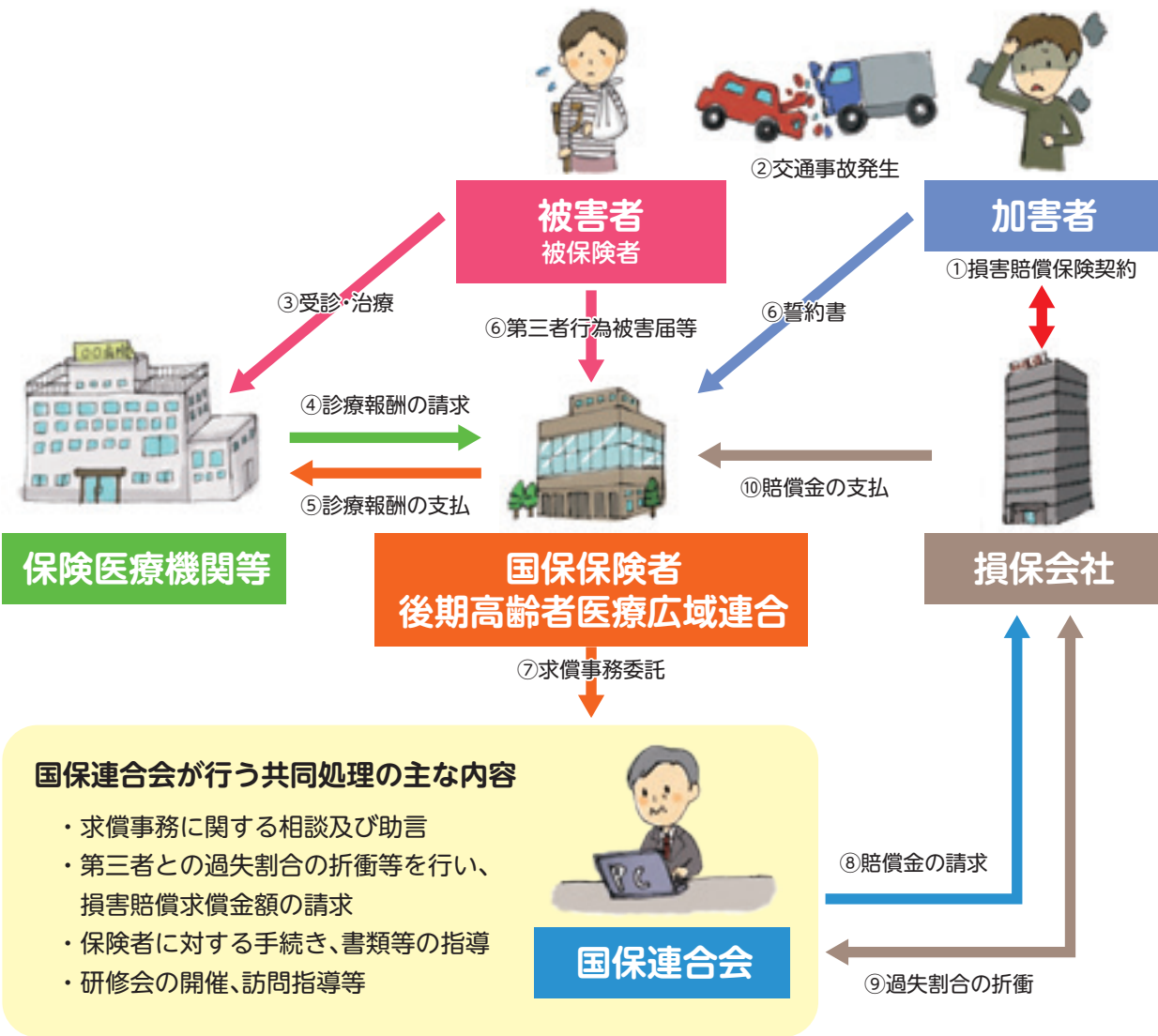
医療費通知事務	20保険者
ジェネリック医薬品差額通知事務	19保険者

③ 第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務

国保法第64条第1項、高確法第58条第1項及び介護保険法第21条第1項に規定されている第三者行為損害賠償請求権について、第三者（加害者本人や損害保険会社等）への損害賠償請求事務を保険者から委託を受けて、国保連合会が第三者に対して損害賠償求償事務を行っています。過失割合折衝など専門的な知識・スキルが必要とされる事務を国保連合会が共同処理することにより、保険者事務の軽減と効率化を図るとともに、医療費及び介護給付費の適正化を推進しています。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務の流れ

交通事故で医療保険を使用した場合



参考

令和6年度 第三者行為損害賠償求償状況

決定件数 (件)	補償額 (千円)
77	138,052

(3) その他の受託業務等

① 特別医療費審査支払業務

特別医療費助成制度とは、県と市町村が共同して実施しており、障がいのある方、その他特に医療費の助成を必要とする方が医療保険等で医療を受けられた際の自己負担分について助成する制度です。

国保連合会では、保険医療機関等から請求された特別医療費について、レセプト等に記載の特別医療費受給者番号及び請求金額を確認し、市町村への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

② 柔道整復施術療養費審査支払業務

被保険者が骨折や打撲等の負傷を原因とし、柔道整復師による施術を受けた際に支払う療養費について、保険者等より委託を受け、柔道整復療養費審査委員会による柔道整復施術療養費支給申請書に係る審査を経て、保険負担部分を受領委任払いの療養費として、保険者等へ請求及び施術所へ支払いを行っています。

③ 妊婦・乳児一般健康診査費支払業務

市町村より委託を受け、保険医療機関等から提出された妊婦・乳児一般健康診査費受診票の記載内容、請求金額等を確認し、市町村への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

④ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術療養費審査業務

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術にかかる療養費（以下「あはき療養費」という。）について、保険者等より委託を受け、あはき療養費審査委員会にて、あはき療養費支給申請書の審査を行っています。

⑤ 産後健康診査費及び新生児聴覚検査費支払業務

市町村より委託を受け、保険医療機関等から提出された産後健康診査受診票及び新生児聴覚検査受診票の記載内容、請求金額等を確認し、市町村への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

⑥ 特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務

結核性疾患又は精神疾患に係る医療費が多額である場合に交付される特別調整交付金を、市町村からの委託によって、本会がその申請をサポートする業務を令和3年度より行っています。

⑦ レセプト資格確認業務

保険者事務の軽減、事務の効率化を目的として、レセプト資格確認業務の共同事業化を推進しています。令和4年度の開始から業務内容を拡充し、受託保険者を増やしつつ、共同化に取り組んでいます。

⑧ レセプト二次点検業務

保険者事務の軽減、事務の効率化、点検基準の統一に繋げるため、レセプトの縦覧・横覧点検、医科と調剤のレセプト突合点検、医療と介護のレセプト突合点検など、レセプト二次点検の共同事業化を推進しています。

令和2年度の開始から受託保険者数を増やしつつ、共同化に向けて取り組んでいます。

参 考

令和6年度 レセプト二次点検業務実施状況

受託保険者数	年間査定実績（千円）
19	63,246

⑨ がん検診等検査費等の支払などの業務

令和6年度は、県内8市町より委託を受け「がん検診」等結果のデータ入力業務を行っています。この8市町のうち5市町については、がん検診受診票の記載内容、請求額などを確認し、市町への請求と、保険医療機関への支払いも行っています。

また、4町村については、保険医療機関への支払いのみを行っています。

参 考

令和6年度
がん検診等検査費等支払状況

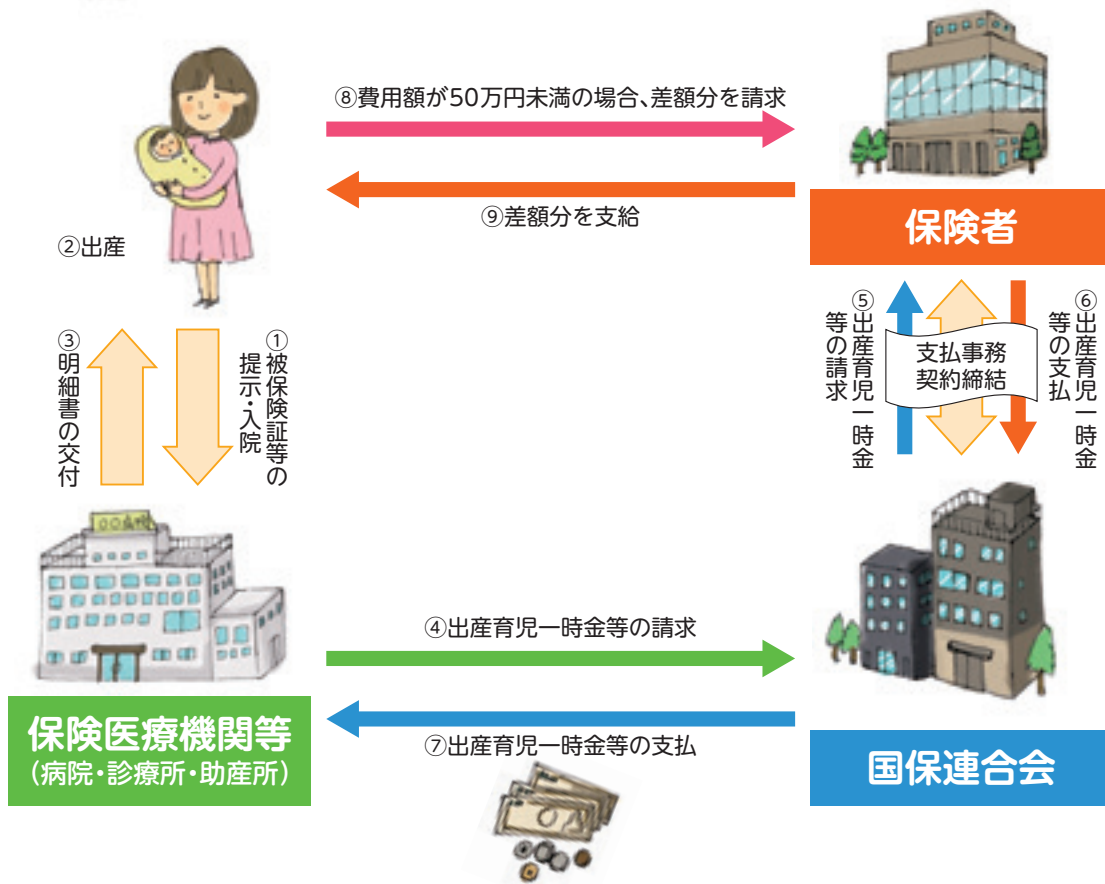
受託保険者数			支払額 (千円)
入力のみ	支払のみ	入力+支払	
3	4	5	141,018

⑩ 出産育児一時金等支払事業

保険者からの委託を受けて、保険医療機関等から請求される出産育児一時金等請求書について、支給要件等の確認を行い、保険者への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

国保連合会では、保険適用のない出産（正常分娩）及び帝王切開など保険適用がある出産（異常分娩）を取り扱っています。

出産育児一時金等支払事業の流れ



参 考

令和6年度 出産育児一時金等支払状況

	件数 (件)	費用額 (千円)
正常分娩	148	69,055
異常分娩	120	54,904

国保連合会では、診療報酬の支払（p.7）や、介護保険給付費の支払（p.16）など様々な支払業務を行っており、このガイドブックにもその概要を掲載しています。また、臨時的な業務としても、新型コロナウイルスの臨時接種における接種費用の支払業務なども行ってきました。

これらの支払業務は、紙の請求書によるアナログな事務処理だったものを、媒体請求やオンライン請求への移行などにより少しずつデジタル化を進めてきました。しかし、現在、政府の医療DXの取組などを通じて、事務のデジタル化が一気に推し進められています。

【デジタル化のできるようになったこと】

〈医療領域〉

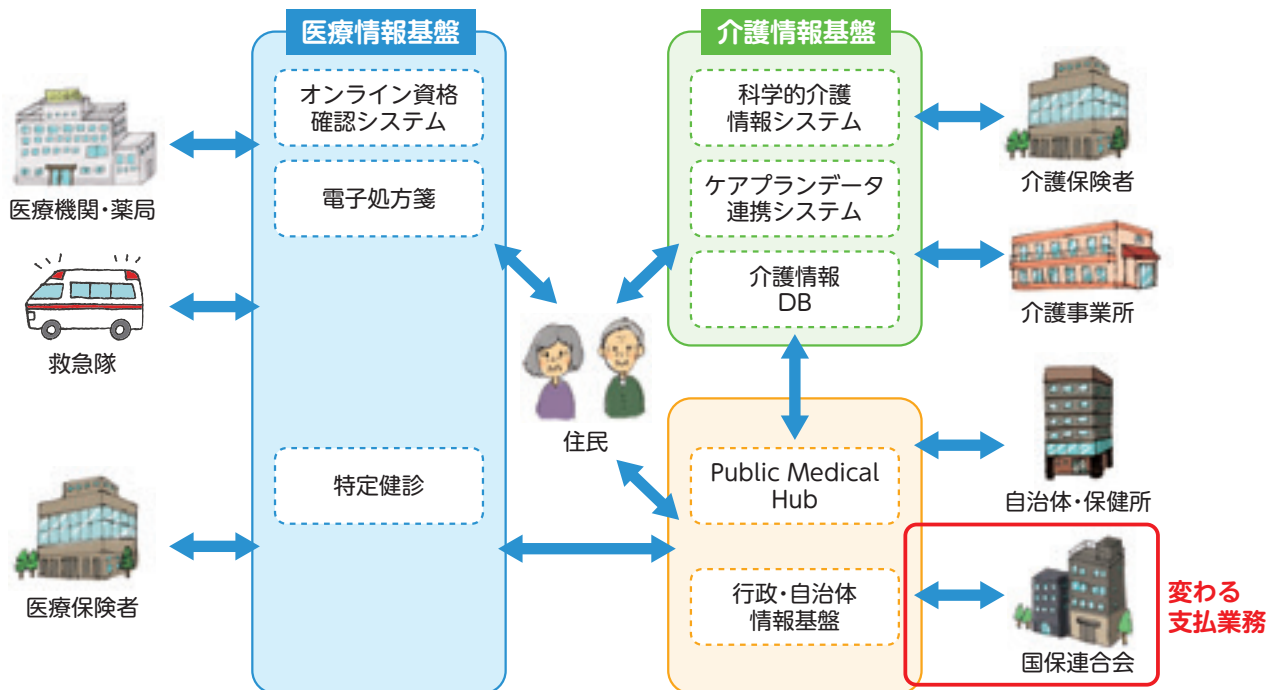
- 医療機関や薬局での患者情報の共有による医療の質の向上
- 電子処方箋で、紙の処方箋を受け取らずに、薬局でお薬の受取

〈介護領域〉

- 科学的分析による、より良い介護サービスの提供
- ケアプランのデータ交換等による効率的な事務の実現

〈行政・自治体領域〉

- 様々な情報連携の基盤となるプラットフォームの構築



【今後、PMHを活用して、変わる支払業務】

Public Medical Hub (PMH) を活用することにより、今後、様々な業務のデジタル化が予定されています。

●予防接種のデジタル化

令和8年から順次、予防接種のデジタル化が行われます。開始後は、あらかじめマイナポータル経由で予診票を入力することにより、予診票を持参しなくても、予防接種を受けられるようになります。

●母子保健のデジタル化

今後、妊婦健診や乳幼児健診のデジタル化も検討されています。予防接種と同じように、受診券を持参しなくても、各種健診が受けられるようになる予定です。

このように、PMHを活用して、様々な業務のデジタル化が予定されており、国保連合会がその支払業務を担っていくことになります。

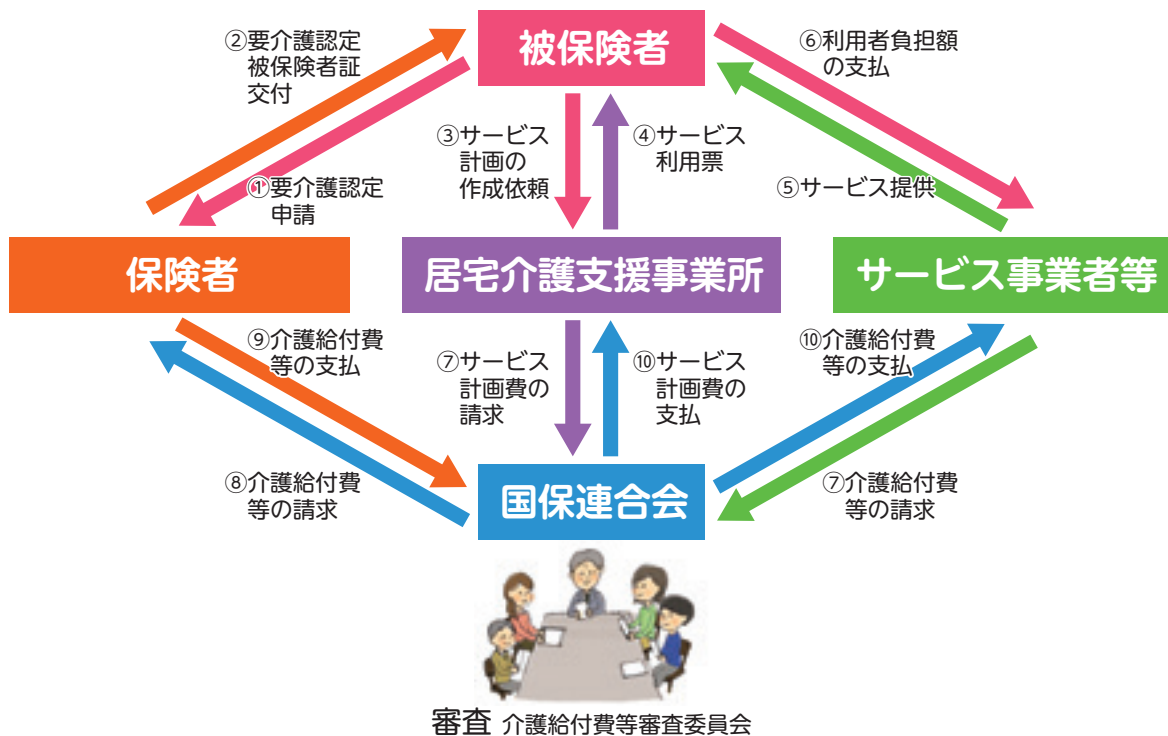
2. 介護及び障害者総合支援事業について

(1) 介護保険事業

① 介護給付費審査支払業務

介護保険法第176条第1項第1号に基づき、介護保険者からの委託を受けて、介護サービス事業所等から請求される介護給付費請求書について、適正かつ公平な審査を行い、保険者への請求とサービス事業所等への支払いを行っています。

介護給付費審査支払業務の流れ



参 考

令和6年度 介護給付費等審査支払業務状況

件数 (件)	費用額 (千円)
895,947	60,053,944

② 介護給付費等審査委員会

介護給付費請求書の審査を行うため、介護保険法第179条に基づき、国保連合会に介護給付費等審査委員会を設置しています。

委員は、介護給付費サービス担当者を代表する委員、保険者を代表する委員、公益を代表する委員により組織されています。

また、介護給付費等審査委員会には、介護医療部会と審査部会を設置しています。

介護給付費等審査委員会 (委員: 6名)

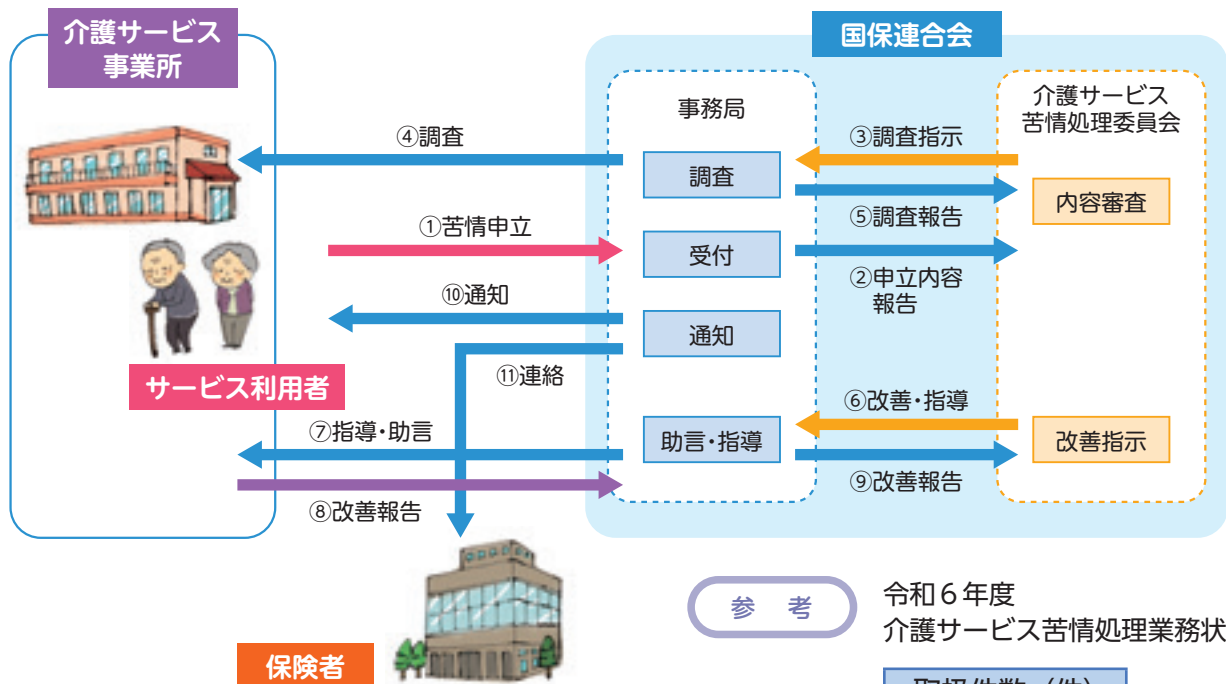
- 介護医療部会 医療系介護サービスの請求に係る審査
- 審査部会 介護医療部会の所掌以外の請求に係る審査

③ 介護サービス苦情処理業務

国保連合会は、介護保険法第176条第1項第3号に基づき介護保険制度における苦情処理機関として被保険者等から介護サービスに係る苦情や相談を受け付けています。

また、介護サービス苦情処理業務を公正かつ適正に処理するため、介護サービス苦情処理委員会を設置しています。(苦情・相談の受付電話番号：0857-20-2100)

介護サービス苦情処理業務の流れ



参考

令和6年度
介護サービス苦情処理業務状況

取扱件数 (件)

12

④ 介護保険共同処理業務

保険者の介護保険に共通する事務を国保連合会で一元的に共同処理することにより、保険者事務の負担軽減や効率化を図っています。

■ 一般委託事務 (すべての保険者が委託する事務)

- ① 受給者の登録及び異動事務
- ② 介護給付費請求書の資格確認及び給付記録事務
- ③ 要介護認定更新支援事務
- ④ 償還払給付額管理事務
- ⑤ 高額介護サービス費支給事務
- ⑥ 介護給付適正化情報事務
- ⑦ 受給者に関する統計事務
- ⑧ 高額医療・高額介護合算資料の作成事務
- ⑨ 市町村特別給付等支払事務

■ 特別委託事務 (希望する保険者が委託する事務)

- ① 介護給付費通知作成事務
- ② 主治医意見書料支払事務

参考

令和6年度 介護保険共同処理業務状況

事業内容	処理件数 (件)
介護給付費請求書の資格確認処理	886,909
償還払給付額管理処理	600
高額介護サービス費支給処理	65,919
事業状況報告書 (月報) 作成処理	12回
統計資料作成処理	12回
介護給付費通知書作成処理	2,507
主治医意見書料支払処理	25,417
高額医療・高額介護合算事務処理	4,854

⑤ 介護給付適正化業務

国保連合会が保有する給付実績データを基にした介護給付適正化システムを活用し、保険者の介護給付適正化の取組を支援しています。

具体的には、提供される介護サービスに対して、縦覧点検や医療情報との突合を行うことにより、サービス事業者に対して過誤等の処理を行っています。

⑥ 介護主治医意見書を活用した介護予防事業

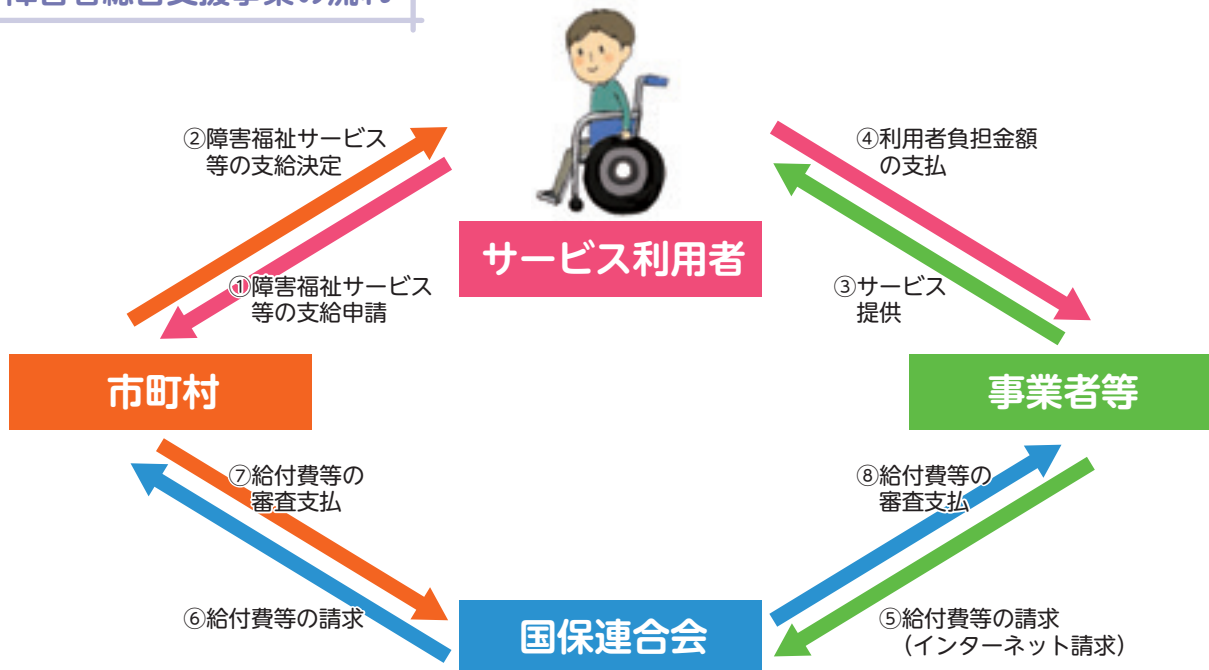
フレイル対策や介護度の進行抑制の重要性が増しているなかで、介護の原因疾患を入り口に、地区の特徴を掴んだ効果的な介護予防事業や、専門的知見に基づく介護予備群からの個別アウトリーチへ展開していくため、市町村より委託を受け、介護原因疾患が記録されている介護主治医意見書をデータ化、集計（日常生活圏域単位で被保険者の年齢、性別ごとに原因疾患名を把握）、分析（原因疾病の動向や圏域毎の特徴）する業務を行っています。

(2) 障害者総合支援事業

国保連合会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第96条の2の規定により、市町村から委託を受け、事業者等から請求される介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の審査支払に関する業務を行っています。

また、平成20年10月より、児童福祉法第56条の5の2の規定に基づき、県から委託を受け、障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費、市町村から委託を受けて障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の審査支払に関する業務も併せて行っています。

障害者総合支援事業の流れ



参考

令和6年度 障害介護給付費等支払状況

件数 (件)	費用額 (千円)
125,470	17,197,917

令和6年度 障害児給付費等支払状況

件数 (件)	費用額 (千円)
33,603	2,586,588

3. 特定健康診査・特定保健指導等事業について

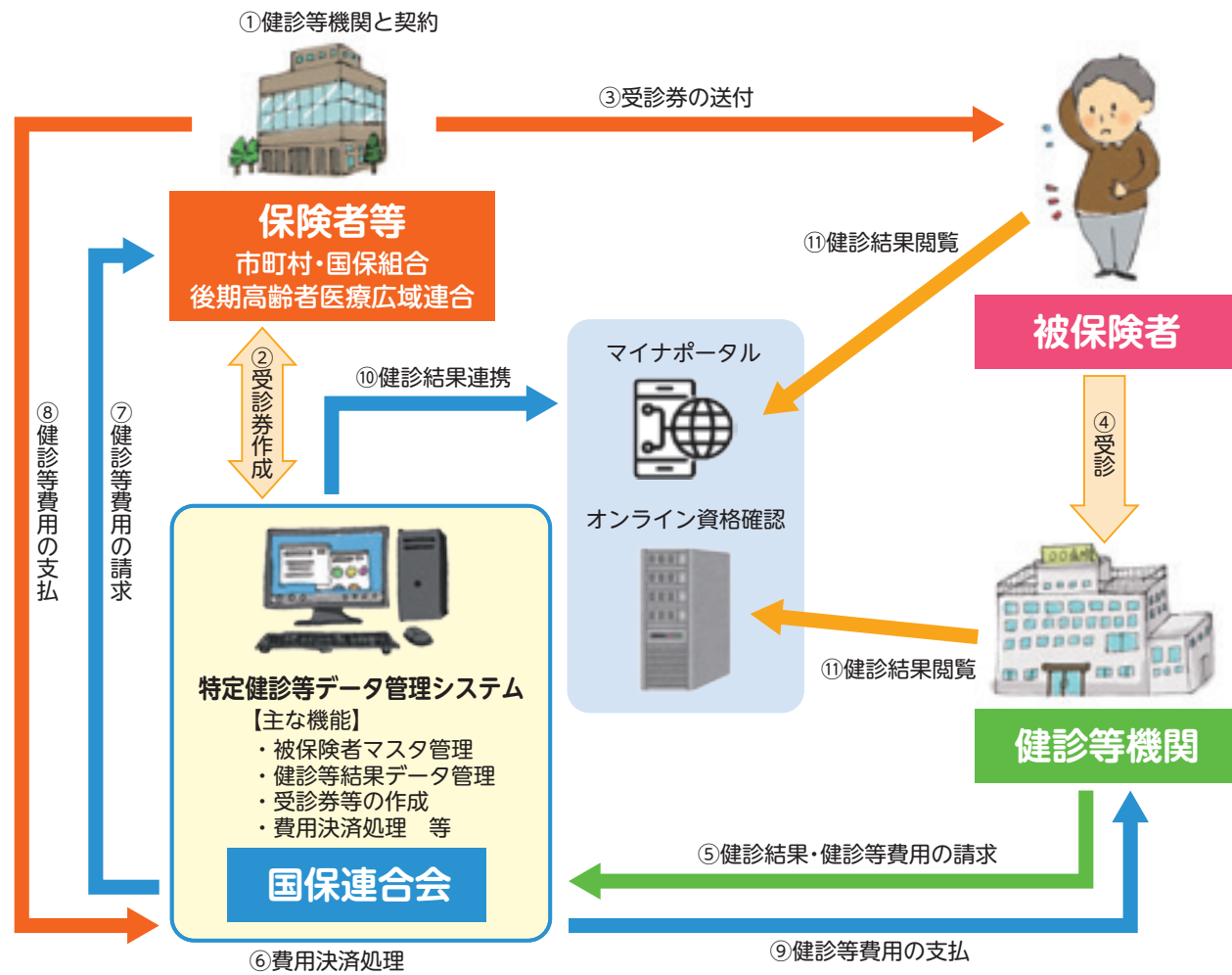
(1) 特定健康診査・特定保健指導等事業

特定健康診査・特定保健指導とは、メタボリックシンドロームの予防・解消に重点を置き、糖尿病等の生活習慣病のリスクが高い対象者を早期発見して生活習慣を改善することで、病気の発症や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るものです。

なお、特定健康診査・特定保健指導の対象者は40歳から74歳までとなっていますが、後期高齢者についても特定健康診査と同等の後期高齢者健康診査が後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村によって実施されています。

国保連合会では、この事業を保険者が円滑に実施できるよう、特定健診等データ管理システムを保険者に提供し、健診等結果データ管理や受診券作成といった共同処理業務、また同システムを使用しての費用決済業務を行っています。

特定健康診査・特定保健指導等事業の流れ



特定健康診査・特定保健指導等事業について

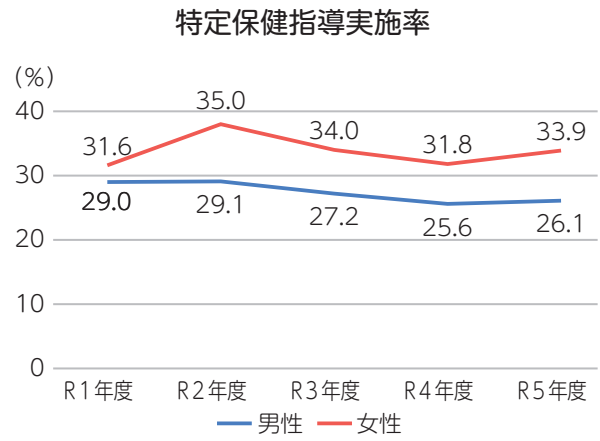
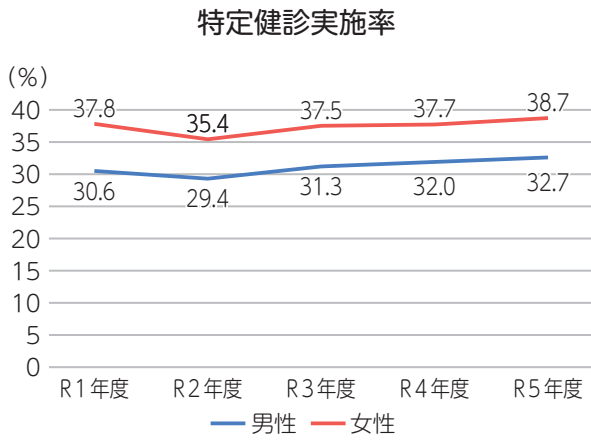
参 考

令和6年度
特定健康診査等費用決済状況

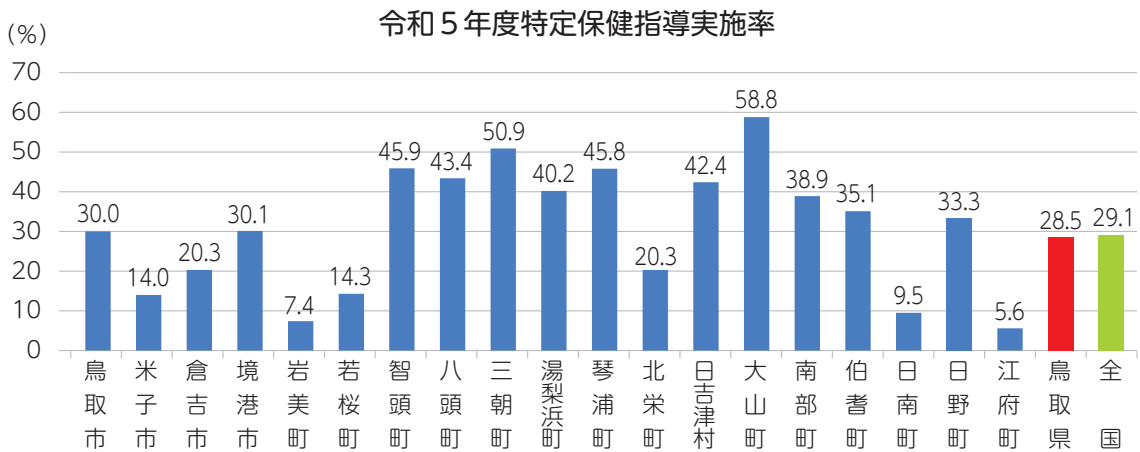
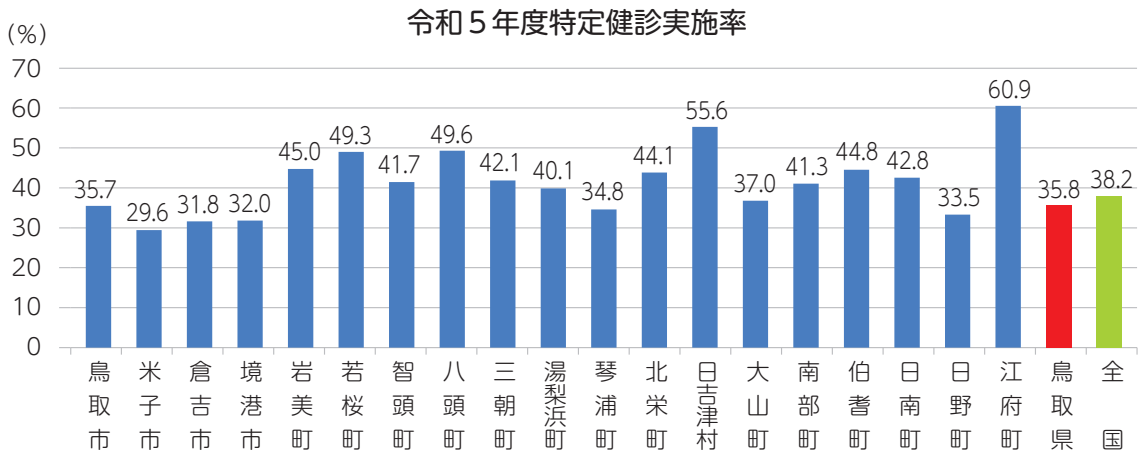
	件数 (件)	費用額 (千円)
特定健診・保健指導	22,801	191,076
後期高齢者健診	22,135	185,391

特定健診・特定保健指導の状況

令和元年度～令和5年度 特定健診・特定保健指導実施率の推移



市町村別特定健診・特定保健指導の実施率



出典：特定健診等データ管理システム 法定報告

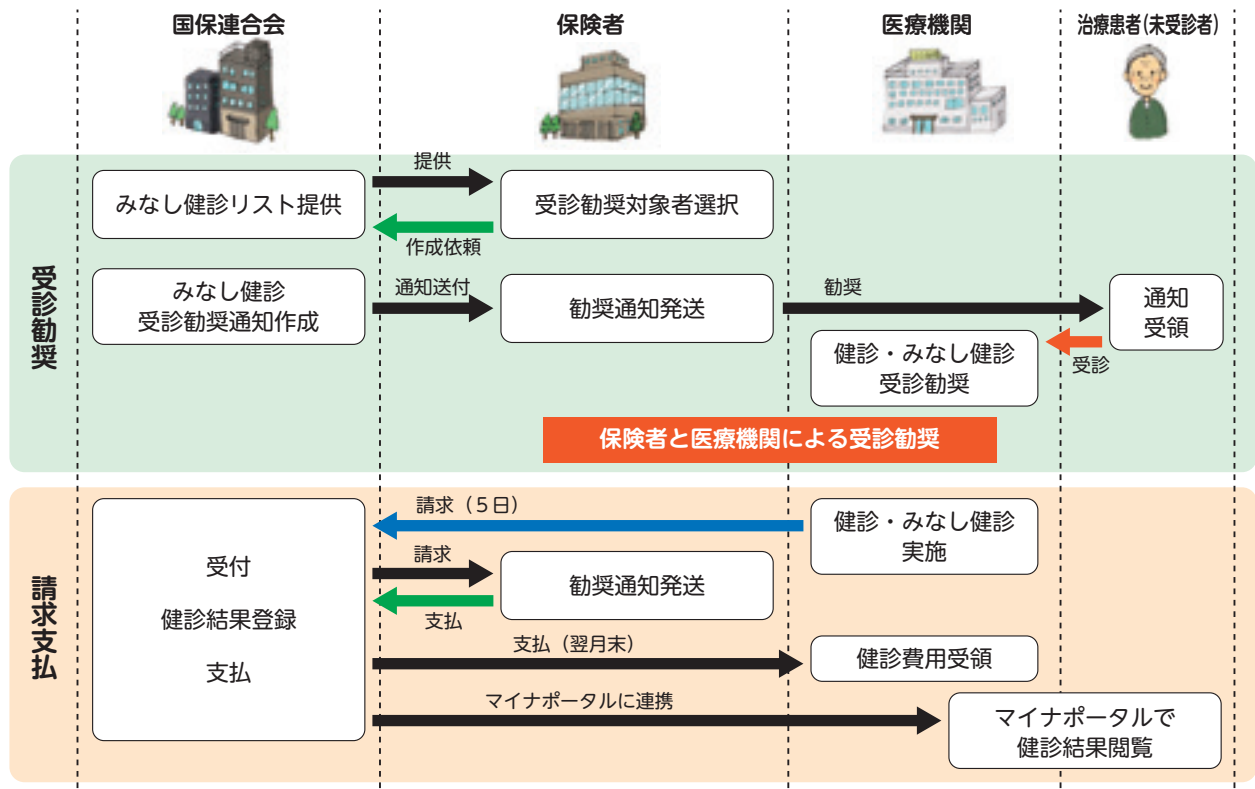
特定健康診査・特定保健指導等事業について

(2) みなし健診受診の取組

特定健康診査は、住民自らが定期的に自分の健診データを把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒となることが期待されています。

鳥取県では、医療機関を定期的に受診されている方のうち、健診を受けていない方を対象に、本人の同意のもと治療中の方の特定健診項目の情報を医療機関から提供いただき、健診を受診したとみなす取組（みなし健診）を実施しています。

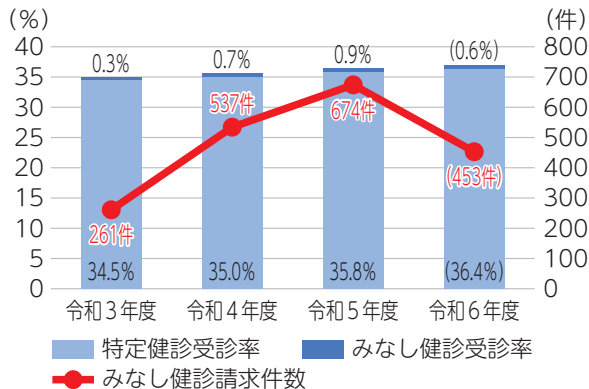
国保連合会では、みなし健診対象者リスト及びみなし健診受診勧奨通知の作成並びにみなし健診費用決済等の保険者支援を行っています。



特定健康診査・特定保健指導等事業について

参考

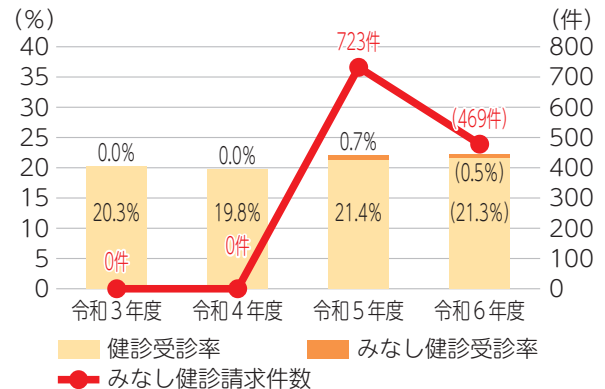
みなし健診影響及び請求件数（国保）



出典：特定健診データ管理システム（健診受診率）

※令和6年度は令和7年4月末日時点の数値

みなし健診影響及び請求件数（後期）



出典：KDB市町村データ（健診受診率）

※後期高齢者のみなし健診は令和5年度より運用開始

※令和6年度は令和7年4月末日時点の数値

令和6年度みなし健診対象者リスト作成 国保：20保険者、後期：9市町村
 令和6年度みなし健診受診勧奨通知作成 国保：11保険者、後期：6市町村

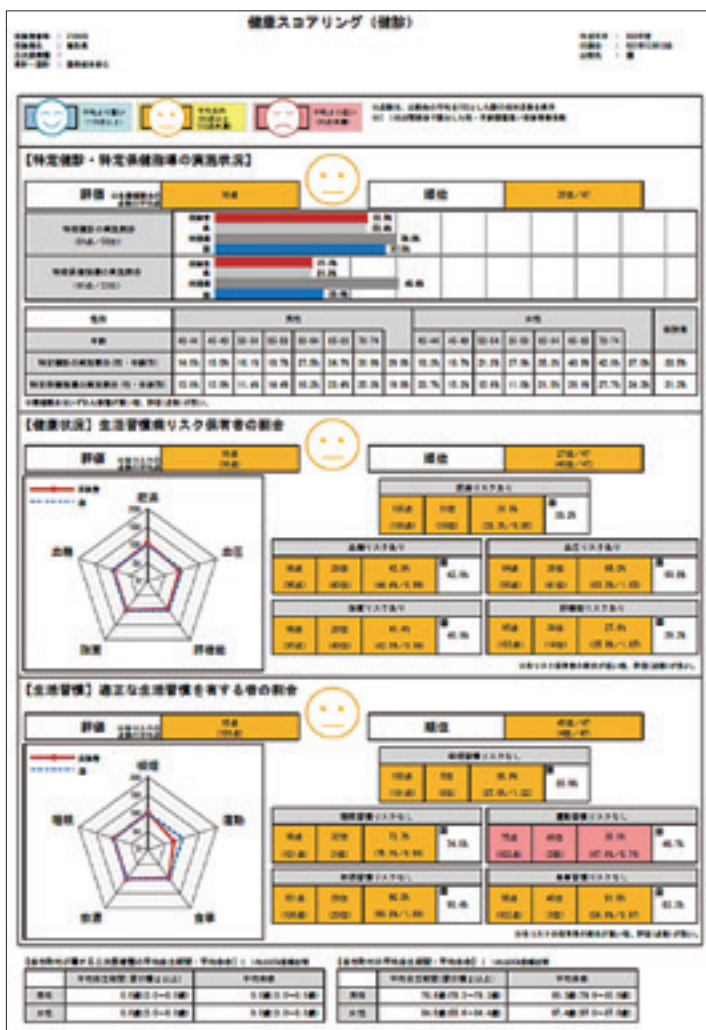
4. 保健事業について

(1) 保健事業

国保法第104条及び健康増進法第4条に基づき、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、保険者とともに、疾病の予防、健康づくりの推進及び医療費適正化に取り組んでいます。

① KDBシステムを利用した保険者支援

KDBシステム（国保データベースシステム）の利活用を推進することで、全保険者等の健康課題を把握することができ、保険者等の効率的・効果的な保健事業を支援しています。



KDBシステム等活用マニュアル

- ・ 保険者等への訪問相談
- ・ 日常生活圏域の健康状態把握資料
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策のリスト作成
- ・ 生活習慣病治療中断者リストの作成
- ・ 生活習慣病未治療者リストの作成
- ・ 前期高齢者ハイリスク者リスト
- ・ 各種帳票の活用事例をまとめたマニュアル作成 など

Check Point



② 保健事業支援・評価委員会の設置

保険者が実施する保健事業がPDCAサイクルに沿って効果的に展開できるようデータヘルス計画策定支援や、個別保健事業の評価などを行うため、公衆衛生学・公衆衛生看護学に造詣が深い大学等研究機関、地域の関係機関等の有識者及び鳥取県職員からなる委員会を設置し、事務局を担当しています。（令和6年度は10保険者）

③ 特定健診等受診率向上の取組

特定健診・特定保健指導の実施率向上に向け、かかりつけ医と連携した特定健診・みなし健診の普及啓発活動に取り組んでいます。また、各種対象者リストやデータを保険者に提供しています。その他、関係団体と連携したイベントの実施、チラシ作成などを行っています。

●各種提供リスト及び支援業務

- ・特定健康診査除外対象者リスト
- ・特定保健指導服薬再確認対象者リスト
- ・みなし健診受診勧奨対象者リスト
- ・みなし健診受診勧奨通知書作成業務



研修会の様子

④ 各種研修会の開催

保険者の担当者や保健師等を対象とした研修会を開催し、保健事業にかかる制度の周知などの最新情報の提供、データ分析結果の説明等を行っています。

- データ分析研修会
- 糖尿病性腎症重症化予防セミナー
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る研修会

⑤ 健康教育用器材の貸出し

血管年齢測定器等の器材を貸し出し、保険者の健康づくりイベント等の充実を支援しています。



血管年齢測定器



肌年齢計



骨密度測定器



体脂肪サンプル



めだまんず（糖尿病網膜症眼球模型）

⑥ 市町村保健師協議会との連携

市町村保健師協議会と連携し、市町村の保健師の知識・技能向上を狙った各種研修会の開催に協力しています。

(2) データの利活用による健康づくりの取組

全世代対応型の効果的な予防・健康づくりに向けて国保法、健康保険法等の改正により、国保連合会は、健康・医療データを活用した分析と保健事業に取り組んでいます。

① 健康・医療データ分析センターの取組

鳥取県全体で効果的な予防・健康づくりを推進するため、KDBシステムの医療・健診・介護に関するデータや検診データ等のビッグデータを一元管理し、分析する「健康・医療データ分析センター」を令和2年7月に設置しました。

「健康・医療データ分析センター」では保険者のニーズに合わせた医療費分析を行うとともに、当センター内に県内の産・官・学で構成する「健康・医療データ等共同分析会議」を設置し、専門的知見やAIによりエビデンスを積み重ね、県民の健康寿命の延伸に繋がる予防・健康づくりの取組を展開しています。

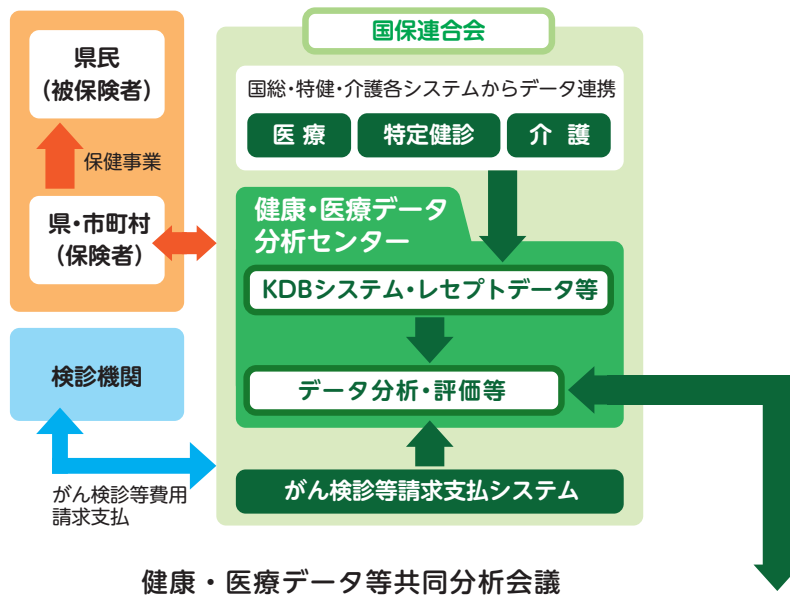


健康・医療データ等共同分析会議の様子

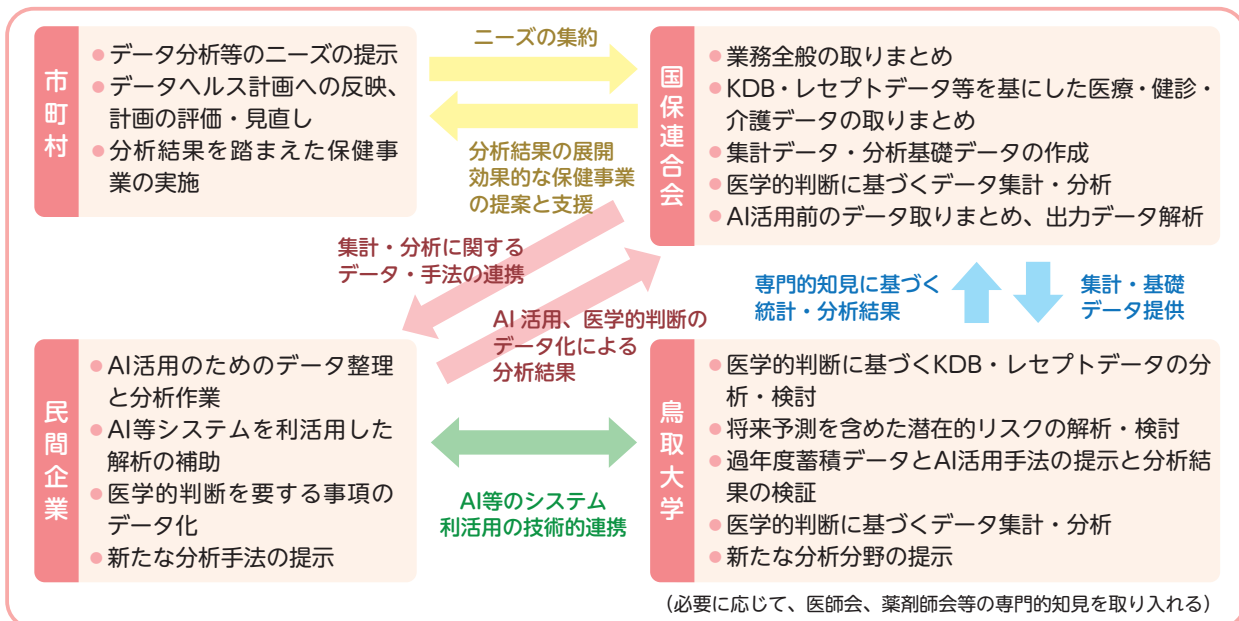


健康・医療データ分析センター、健康・医療データ等共同分析会議の分析結果や知見により生み出された健康づくりアプリ「とっとり健康+プラス」

健康・医療データ分析センター概要図



健康・医療データ等共同分析会議



(主な分析内容)

- 基礎統計の分析、高額なレセプトの疾病傾向分析
- 人工透析患者及び糖尿病患者分析
- 健診異常値放置者分析
- 脳心血管病分析
- ロコモティブシンドローム分析
- 保険者ニーズによる個別事案課題のデータ分析など
(例：住民アンケート分析、治療中断者リスト作成、要介護・予防の分析 など)
- がん検診・がん登録（罹患者）のデータ分析

(AIを用いた分析内容)

- 糖尿病、心疾患、脳血管疾患等の重篤な疾患の発症予測
- 効果的な生活習慣改善の提示 など



分析結果報告書のイメージ

参 考

【分析結果報告書の抜粋】

人工透析の分析結果

人工透析の予防と効果的な保健事業を実施するため、人工透析患者の健診・医療の状況を分析しました。

人工透析に繋がる主な要因は糖尿病性腎症の重症化であり、従前から糖尿病患者を対象とした重症度分類により保健指導対象者リスト等を作成してきたところですが、その要因疾患を糖尿病以外にも範囲を広げ、非糖尿病患者に着目した予防対策を検討し、専門的な知見と医療・健診データから独自の観点で高リスク者群を特定し保健指導対象者リストを作成しています。

②糖尿病患者				尿たんぱくステージ	A1	A2	A3	③-1非糖尿病患者全体 (24,018人)				尿たんぱくステージ	A1	A2	A3					
				たんぱく尿の目安	(-)	(+)	(+)以上					たんぱく尿の目安	(-)	(+)	(+)以上					
eGFR区分 (mL/分/1.73m ²)	病期 ステージ	1期	≥90	正常または高値				eGFR区分 (mL/分/1.73m ²)	病期 ステージ	1期	≥90	正常または高値								
		2期	60~89	正常または軽度低下			eGFR区分 (mL/分/1.73m ²)			2期	60~89	正常または軽度低下			eGFR区分 (mL/分/1.73m ²)	2期	60~89	正常または軽度低下		
		3期a	45~59	軽度~中等度低下						3期a	45~59	軽度~中等度低下				3期a	45~59	軽度~中等度低下		
		3期b	30~44	中等度~高度低下						3期b	30~44	中等度~高度低下				3期b	30~44	中等度~高度低下		
		4期	15~29	高度低下						4期	15~29	高度低下				4期	15~29	高度低下		
5期	<15	末期腎不全			5期	<15	末期腎不全			5期	<15	末期腎不全								

CKD重症度分類	
①	初期リスク群(継続した保健指導が必要)
②	中期リスク群(専門医の紹介基準を超える)
③	高リスク群(専門医の紹介基準を超える)
④	末期腎不全(専門医の紹介基準を超える)

保健指導対象者(高リスク者)の分類表のイメージ

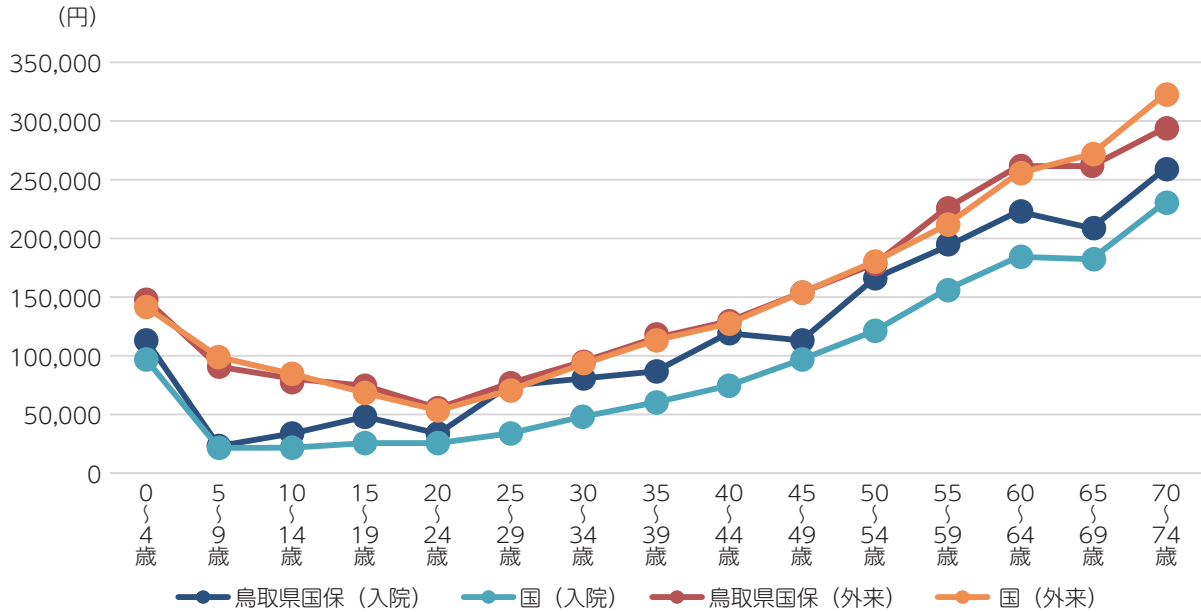
② 健康課題解消への取組

- データの調査研究及び予防・健康づくりのため、鳥取大学・国保連合会・鳥取県が協定を締結し、先進的な技術・プログラム等の開発による健康寿命の延伸につながる取組をしています。



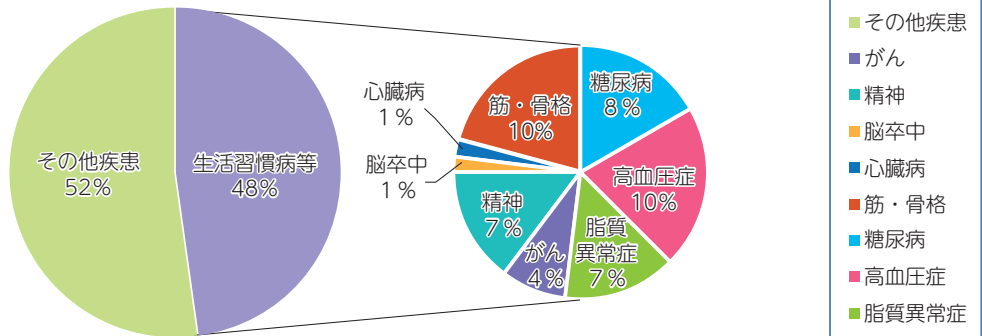
鳥取大学、鳥取県、国保連合会協定書調印式

■ 令和5年度年齢階層別国保1人当たり年間医療費（県内国保と国全体の状況）

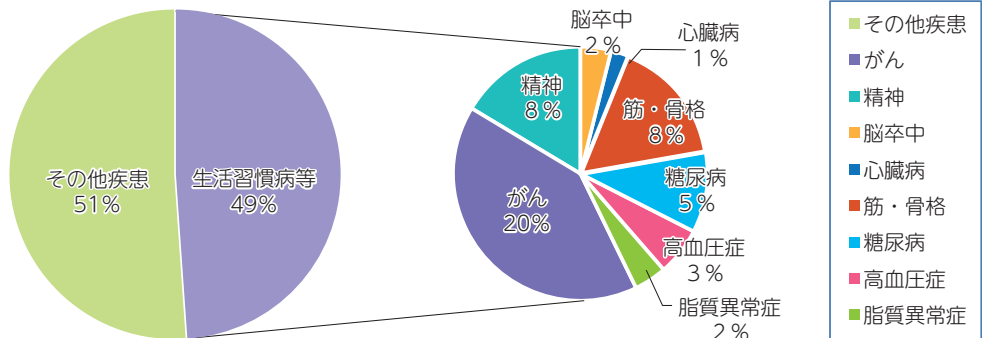


■ 令和5年度生活習慣病レセプト件数と医療費

令和5年度生活習慣病レセプト件数の割合



令和5年度生活習慣病レセプト医療費の割合



※KDBシステム帳票No.45「疾病別医療費分析（生活習慣病）」より作成

(3) 在宅等保健師の会「梨花の会」の取組

令和元年5月に「梨花の会」が設置（事務局：国保連合会）され、現在約60人の会員が「健康な地域づくりは仲間の集いから」をスローガンに地域や健診などの様々な現場で活動しています。健康で生きがいのある地域を創るため、在宅等保健師が豊富な知識と経験を活かして地域に寄与することで、鳥取県の予防・健康づくり活動のすそ野を広げ、地域づくりに貢献することを目的に取組んでいます。



組織

会長：美船 智代 会員数：60名（令和7年4月1日現在）
東部地区：17名 中部地区：26名 西部地区：17名

主な活動内容

研修会や交流会を通して、会員相互連携やスキルアップを図りながら、市町村等が実施する健康づくりのサポート、人材支援を市町村等の協力依頼に応じて随時実施しています。

- 市町村等が実施する健康づくりのサポート
健康イベント、健康づくり教室、健診（検診）時の問診、保健指導、家庭訪問業務など
- 研修会の実施
会員のスキルアップを目的に健康づくりに関する情報を取得できる機会として開催
- 地区活動事業
会員間の相互連携に繋がる活動として研修会や交流会を開催



健康教室見守り業務の様子



研修会の様子

(4) 国保診療施設等への支援事業

本会では県内の市町村が運営する病院や診療所と、趣旨に賛同する診療施設（国保診療施設等）で構成される「鳥取県国民健康保険診療施設等協議会」の事務局を担っています。

協議会では、地域包括医療・ケア推進の主体的役割を担う国保診療施設等が、地域住民の健康づくりに向けた予防と治療の一体的取組の地域医療分野での展開に向け、関係者の協働・連携のもとに、国保診療施設等が直面する諸問題の解決を図るためのさまざまな事業を実施しています。

国保診療施設等マップ



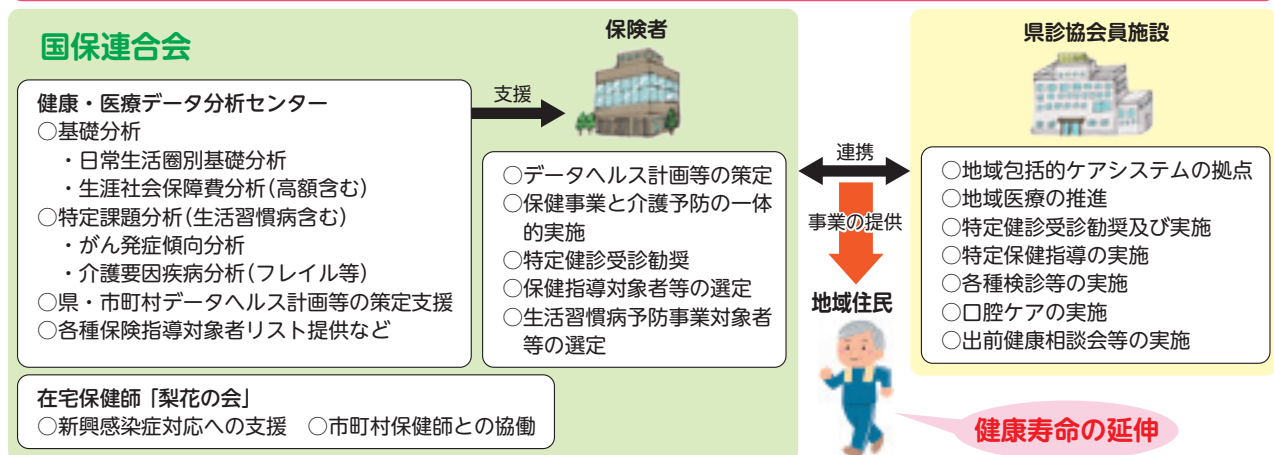
主な活動内容

- 地域住民への健康づくりに向けた治療と予防活動
- 保険者等との連携による健康づくり活動
- 地域医療体制等の確保に関する要望活動
- とっとり健康増進フォーラム
- 通常総会
- 事業管理者等会議
- 中国地方国保診療施設協議会
- 全国国保地域医療学会 など



「とっとり健康増進フォーラム」

国保診療施設等と連携した地域住民への健康づくりに向けた治療と予防活動の流れ



5. 広報事業等の取組について

(1) 広報事業

被保険者、保険者、医療機関等の関係機関に対し、健康づくりに関する啓発や、国保に関する情報発信などの広報活動を行っています。



「けんぞうくん」は鳥取県国民健康保険のマスコットキャラクターとして、平成15年に誕生しました。本会の広報や保健事業に活躍しています。

① 予防・健康づくりに向けた広報事業

テレビ、ラジオ、YouTubeなどでの特定健診の受診案内、健康づくり啓発CM放送のほか、テレビ・ラジオ番組出演による健康づくり情報の発信を行っています。

また、各種メディアによる情報発信に加え、新聞折込広告などを活用した情報の発信も行っています。

さらに、市町村の健康づくりイベントなどと連携した健康づくり、介護・フレイル予防などの広報についても予定しています。

② ホームページ、SNSによる情報発信

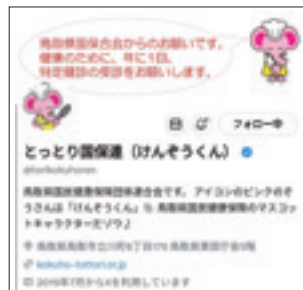
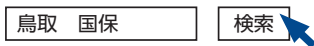
本会ホームページに、保険者向け、医療機関向けなどのページを設置し、国保や介護に関する情報や制度などについて最新情報を公開しています。

一般の方向けには、美味しくヘルシーな「健康レシピ」の紹介、各保険者の健康体操動画などを取りまとめた「健康づくり動画チャンネル」などの健康づくり情報を公開するとともに、様々な広報の集約先として、特設サイトを設置し、一体的な広報を行っています。

また、X（旧Twitter）アカウントを開設し、保険者や一般の方との双方向の連携で健康意識の啓発につなげる取組を展開しています。



<https://www.kokuho-tottori.or.jp/>



本会 X (旧Twitter) アカウント (@torikokuhoren)

③ 広報誌等の発行

広報誌『とっとり国保連だより』の発行に加え、医療機関向け情報『国保連審査情報トピック』の発行、保険者向けに『国保新聞』等の配布と、『保険者支援ニュース』の発行を行っています。

『とっとり国保連だより』、『国保連審査情報トピック』については本会ホームページからご覧いただけます。

④ 「けんこうフォト川柳コンテスト」の実施

本会では、令和元年度より健康づくりをテーマにしたコンテストを開催しており、令和3年度からは「けんこうのびのびフォト川柳コンテスト」としており、令和7年度も実施します。



取
組
報
に
事
業
等
の

県民の皆さまから多くの作品をご応募いただき、コンテストの受賞作品について、県内観光施設などで巡回パネル展を行うとともに、作品をもとに健康意識の啓発につながるポスターを作成し、保険者、医療機関等に掲示いただいています。

また、令和3年度より「けんこうのびのびインフルエンサー」制度を創設しています。コンテスト受賞者には、健康づくりのインフルエンサーとして、SNSなどで情報発信を行うなど、ご活動いただいています。

コンテストの受賞作品については、テレビ、ラジオ番組などでも紹介を行い、視聴者の方からも多くのメッセージをいただきました。



表彰式



(2) その他の取組

① プライバシーマークの取得

本会では、診療（調剤）報酬や介護給付費等の審査・支払をはじめ、膨大な個人情報を用いた業務を行っていることから、情報資産の適切な取扱いを徹底し、個人情報保護に係る体制をより一層確立するため、公的な認証制度である「プライバシーマーク」を平成29年1月に取得しました。

個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の運用を徹底し、継続的な改善に取り組みながら個人情報の適切な管理に努めてまいります。



② 「鳥取県男女共同参画推進企業」などへの認定

本会では、平成27年1月から一般事業主行動計画を策定し、仕事と生活の調和を図り「出産・子育て」する職員を職場で支援するなど、働きやすい職場環境づくりに努めています。

また、令和2年度には「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定、「輝く女性活躍パワーアップ企業」に登録されました。



③ 業務継続計画（BCP）策定

本会が行う支払業務等が災害等により長期間停止した場合、保険者・医療機関・関係組織等（以下「保険者等」という。）の運営、ひいては被保険者への医療の提供などに大きな支障をきたす恐れがあります。

そのため、災害等により事務所・職員等に相当の被害を受けても、限られた人員・資源を効率的に投入しながら業務をできる限り継続し、迅速に復旧作業を行うことで、保険者等の受ける損失を最小限に抑えることを目的として「鳥取県国民健康保険団体連合会業務継続計画」（BCP）を策定しています。

本計画では、保険者等への影響を最小限にとどめるため、診療報酬をはじめとする医療・介護・障害・健診を含む全ての支払業務を優先業務として位置づけ、本会が担う社会的責任のある業務を継続することを基本方針としています。

6. 保険者協議会に関する事業について

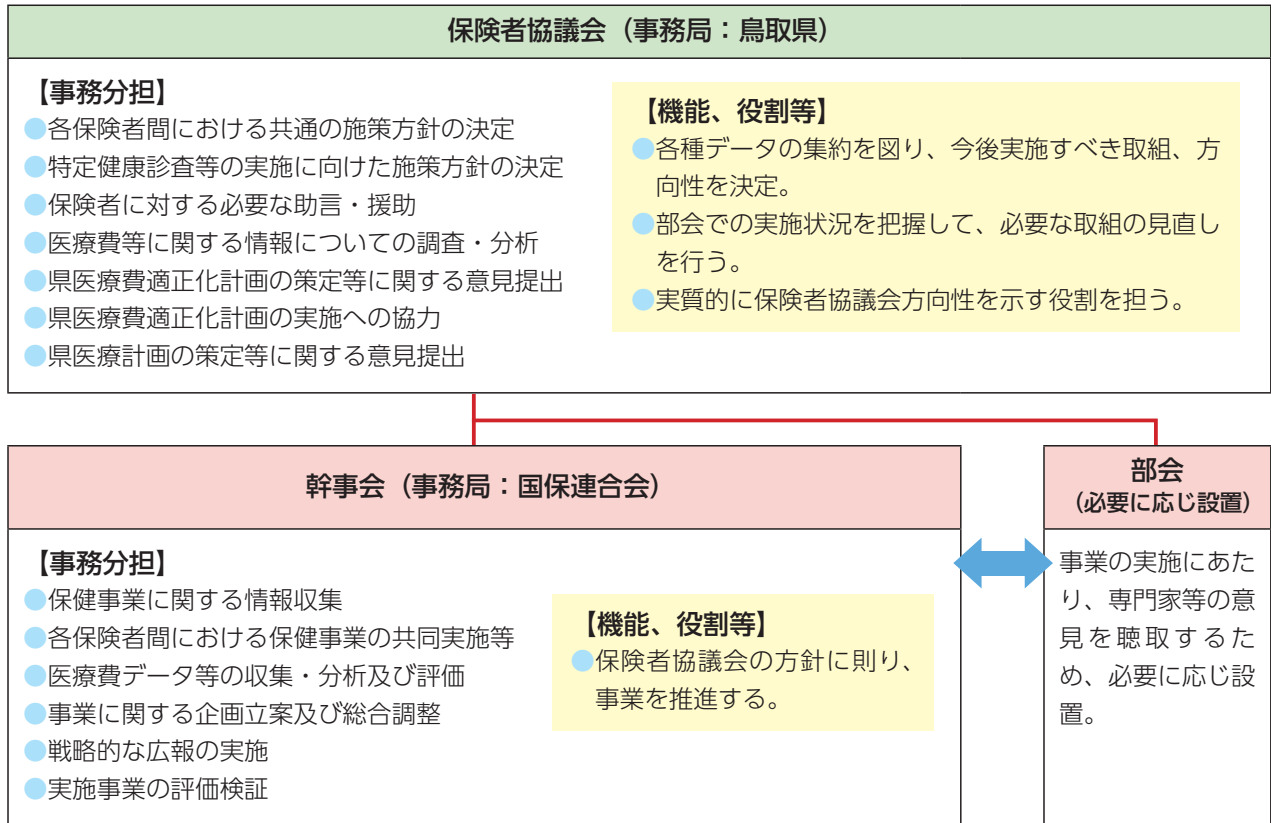
県内の医療保険者が連携・協力し、地域・職域を越えた保健事業の円滑かつ効率的な実施等により、被保険者等の健康保持・増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的に保険者協議会が設置されています。鳥取県から連合会が事業を幹事会等業務として受託し実施しています。

組織

保険者協議会会長：盛田 聖一

保険者協議会構成員：協会けんぽ鳥取支部、健康保険組合、市町村国保、国保組合、国保連合会、共済組合、後期高齢者医療広域連合、鳥取県

事業実施体制



主な事業内容

- 健康づくり活動
 - ・各保険者と連携した健康づくりイベントの一体的な広報（イベントマップの作成、情報発信）
 - ・健康づくりセッションの開催
- 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業
 - ・地域の連携役（リンクワーカー）の人材育成、互助体制の構築支援
 - ・市町村の地域特性分析
- 健康・医療等データ分析
 - ・医療費及び特定健診結果等のデータ分析、データ集の作成
 - ・国保・後期・協会けんぽの医療・健診データを活用した地域の健康課題分析
- 特定健診受診率向上対策
 - ・医療機関への特定健診受診勧奨チラシの配布
 - ・被扶養者をターゲットにした受診勧奨
- 特定健診・保健指導従事者研修会の開催
- 保健事業の現場で活動する保健師等の人材不足解消のための取組



保険者協議会データ集



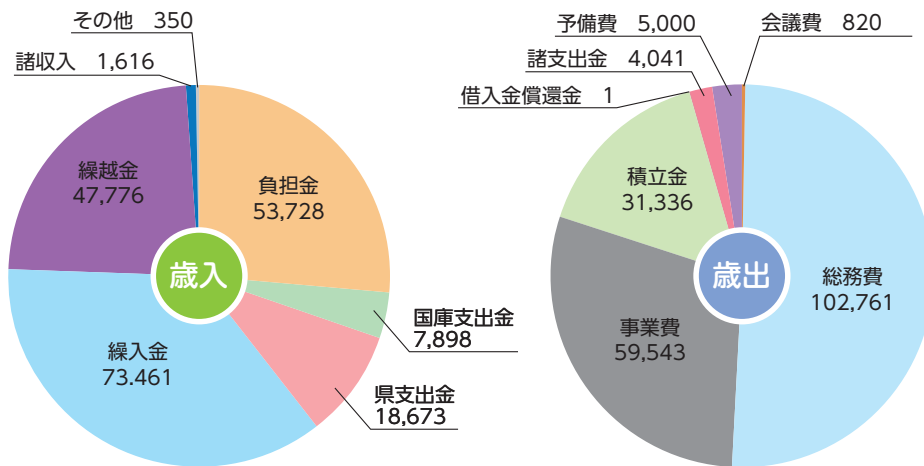
健康づくりセッションの様子

IV 資料編

1. 令和7年度予算

(1) 一般会計当初予算

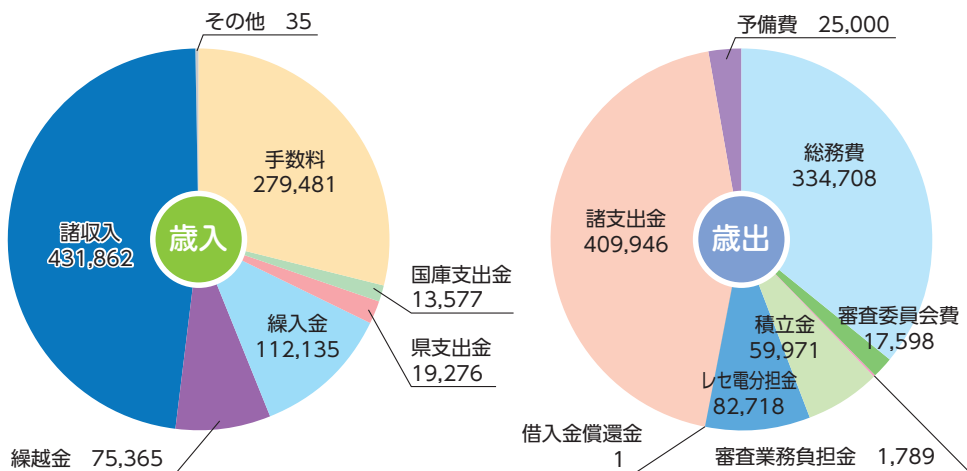
予算額
203,502千円



(2) 主な特別会計当初予算

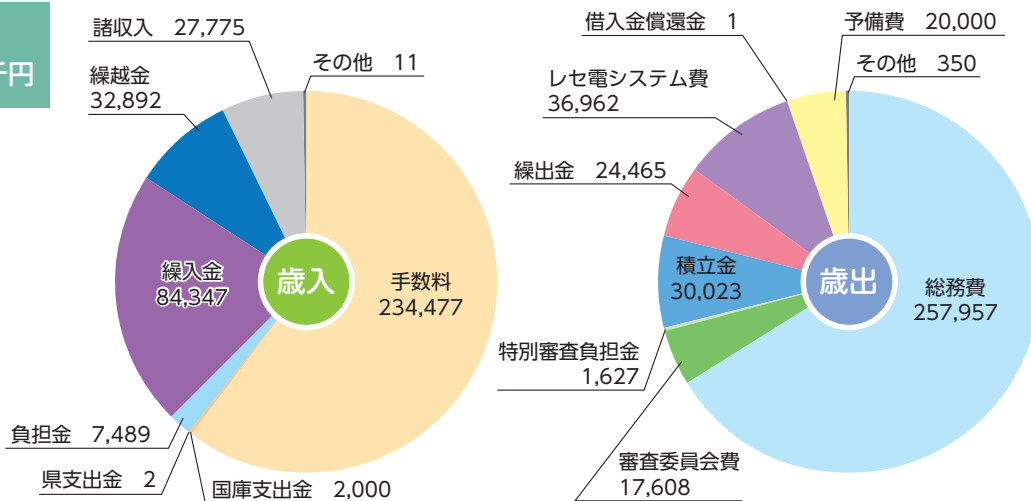
① 診療報酬審査支払特別会計 業務勘定

予算額
931,731千円

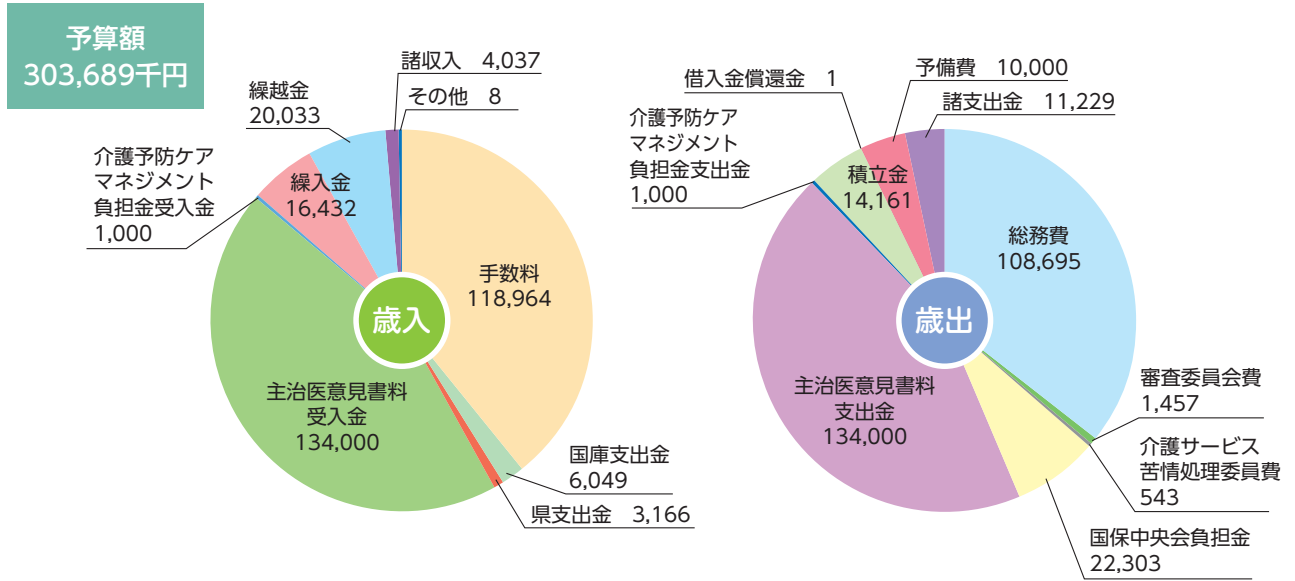


② 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 業務勘定

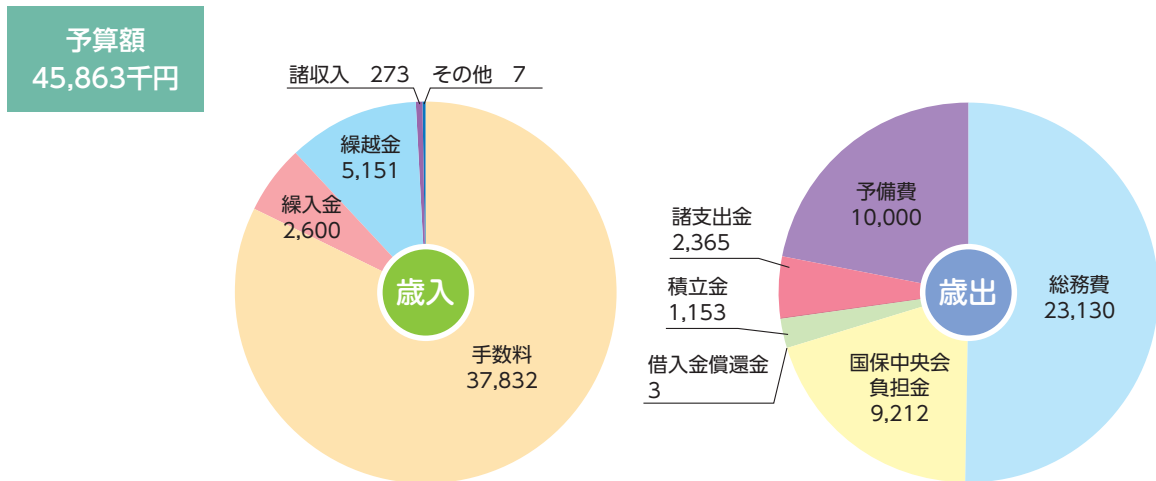
予算額
388,993千円



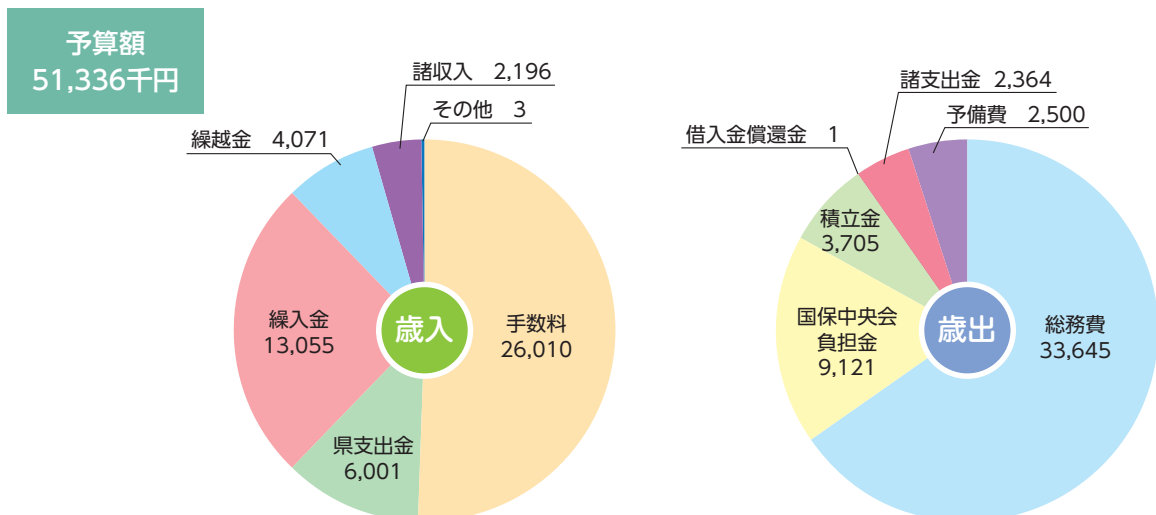
③ 介護保険事業関係業務特別会計 業務勘定



④ 障害者総合支援法関係業務等特別会計 業務勘定



⑤ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 業務勘定



2. 国保連合会問合せ窓口

鳥取県国民健康保険団体連合会窓口

課名	担当名	電話番号	電話番号
総務課	総務担当	0857-20-3680	(代表)
事業推進課	保健・共同事業担当	0857-20-3682	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業に関すること ・データヘルス、健康・医療データ分析センターに関する こと ・KDBシステムの運用に関すること ・保険者協議会に関すること ・在宅等保健師の会に関すること ・保険者事務共同処理事業 ・特定健診等の請求支払に関すること ・特定健診等データ管理システムの運用に関すること ・第三者行為損害賠償求償事務に関すること ・療養費代理受領方式に係る保険者間調整に関すること ・医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知に関すること ・高額療養費、高額医療・高額介護合算に関する こと など
	システム担当	0857-20-3683	<ul style="list-style-type: none"> ・国保情報集約システムに関すること ・国保総合システム、独自システムに関すること ・オンライン資格確認システムに関すること ・国保連合会終端機器(保険者設置端末など)に関する こと ・国保連ポータルに関する こと など
審査課	管理担当	0857-20-3685	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬等の請求・支払に関する こと ・歯科レセプトの審査に関する こと ・風しん対策事業に関する こと ・出産育児一時金等に関する こと ・療養費(柔整・あはき)に関する こと ・訪問看護療養費に関する こと など
	国保担当	0857-20-3684	<ul style="list-style-type: none"> ・医科、調剤レセプトの審査に関する こと ・電子レセプトの請求に関する こと ・レセプト二次点検に関する こと など
	後期高齢担当	0857-20-3684	
	介護・障がい担当		
	介護保険	0857-20-3681	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等の審査に関する こと ・介護給付費等の請求・支払に関する こと ・介護給付費等の受付に関する こと ・介護給付適正化対策事業(ケアプラン点検)に関する こと ・介護予防・日常生活支援総合事業に関する こと など
	障害者総合支援	0857-20-3679	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援介護給付費等の請求・支払に関する こと ・障害者総合支援介護給付費等の受付に関する こと など
介護苦情相談	0857-20-2100	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスに係る苦情相談に関する こと 	

ホームページ：<https://www.kokuho-tottori.or.jp/>

メールアドレス(代表)：kokuhoren@tottori.kokuhoren.jp

表紙写真

けんこうのびのびフォト川柳コンテスト2024

表紙右上：【大賞】孫と一緒に筋トレ

表紙左上：【金賞】よーい、どん！

表紙右下：【銀賞】日課

表紙左下：【銀賞】休日のわたしのミッション

令和7年度
2025

国保連合会 ガイドブック



ACCESS

 バス利用 JR鳥取駅より約20分

日本交通バス


桜谷・面影循環（下）線 桜谷面影行き

桜谷・面影循環（上）線 面影桜谷行き

桜谷団地（下）線 県立盲・聾学校経由

雲山日交行き

※東部庁舎前バス停車

 タクシー利用 JR鳥取駅より約15分

鳥取県国民健康保険
団体連合会

〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 鳥取県東部庁舎5階
TEL: 0857-20-3680(代表) FAX: 0857-29-6115
URL: <https://www.kokuho-tottori.or.jp/>



令和7年7月発行